

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等））【3】」
2. 日 時 : 令和5年4月7日 15時00分～17時45分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁 :  
（新基準適合性審査チーム）  
奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、  
  
九州電力株式会社 :  
原子力発電本部 原子力技術部長 他10名（※うち4名）
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料 :
  - ・資料1 条文整理表 詳細版
  - ・資料2 玄海4号炉高燃焼度燃料使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について
  - ・資料3 玄海4号炉 高燃焼度燃料使用（3号及び4号炉発電用原子炉施設の変更）コメントリスト
  - ・資料4 玄海原子力発電所4号炉における高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請について（3号及び4号炉発電用原子炉施設の変更）（コメント回答）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁スズキです。本日は九州電力玄海原子力発電所の
0:00:10	高燃焼度燃料の導入等に係る設置変更許可申請、それと、
0:00:18	玄海川内原子力発電所の組織改正に係る保安規定変更認可申請この二つの種。
0:00:26	申請を合同でヒアリングを行います。
0:00:32	まず設置変更につきましては、
0:00:36	前回審査会後これ紹介の概要を説明した審査会合、2月7日ですけれども、ここで、
0:00:46	指摘事項が出ておりました、そちらの、
0:00:50	回答を、
0:00:52	を説明いただく。それから、
0:00:55	前回のヒアリング、3月11日に行いましたけれどもその際に、
0:01:02	審査会合で変更の内容等、少しお聞きしたんですけれども、若干
0:01:09	私たち規制庁側の方で整理が追いついてないところがあるので、
0:01:14	その内容について改めて、今日整理していただいたものを、もう一度説明をいただく。
0:01:22	それから、
0:01:24	前回のヒアリングで、規制庁学の公開資料で質問した内容のうち、申請書の添付書類5に係る
0:01:35	質問。
0:01:36	への回答をしていた。
0:01:38	そういった内容でやっていきたいと思いますそれから、
0:01:42	川内玄海の保安規定の認可申請について、
0:01:49	先ほどの設置変更の添5それから、添11のところで、
0:01:55	登場して、
0:01:57	来る可能性がある、原子燃料部門が保安規定の方で、
0:02:02	説明されていますので、そこについて、重複があるかどうかというところの確認を、
0:02:09	していきたいと思います。
0:02:12	おそらく
0:02:13	保安規定関連の方を先にさばいた方がいいと思いますので、
0:02:19	a. 5の、
0:02:20	技術的能力とA. 11の印鑑
0:02:26	に関する、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	ところ、そこについて、話を先にしたいと思います。
0:02:33	今日、資料が資料、
0:02:38	123、
0:02:39	が事前に出ていまして資料 1 が、設置変更に係る条文整理表、資料 2 が、
0:02:45	設置変更の変更内容の説明書、資料 3 が、
0:02:51	設置変更の点 5 の質問に対する回答、資料 4 が設置変更の、
0:02:59	概要を説明した、
0:03:03	パワポの資料ですけども資料、
0:03:06	3 までで基本的にやっていきたいと。
0:03:09	では最初に
0:03:11	原子燃料部門のところの話をしていきたいと思いますので、九州電力から資料 3 について、原子燃料を含めてですね、一通り説明をお願いしますでしょうか。
0:03:29	はい。九州電力のオビタです。
0:03:31	それでは資料 3、議会 4 号高燃焼燃料使用のコメントリスト、添付書類 5 に関するコメントリストについてご説明させていただきたいと思ます。
0:03:43	まず、資料 3 のナンバー 1 をご覧ください。
0:03:48	こちら、3 月 17 日、
0:03:51	ヒアリング資料 3、
0:03:54	A 棟、
0:03:55	申請に関する確認事項といたしまして、コメントをいただいている。
0:04:00	件についてです。
0:04:04	まず、
0:04:05	別途審査中の、川内玄海原子力発電所の組織改正に係る
0:04:11	本規程変更。
0:04:14	認可申請の、原子力燃料部門、
0:04:18	につきまして、本申請の設計及び工事の業務移管をすることになるか説明することという、
0:04:27	コメントに対しまして、まずご説明させていただきます。
0:04:32	まず、
0:04:36	本規定側と、設置変更許可申請の共通認識といたしまして、原子燃料部門は、今までと同様、
0:04:45	保安に関する業務を行う組織と位置付けております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	その上で、
0:04:51	高燃焼度燃料本体の設計業務については、
0:04:56	統合後の統合前と変わらず、
0:04:59	原子力発電本部内にある原子力技術部門が行います。
0:05:05	ですので組織改正予定の原子、
0:05:09	線量分は、そ、
0:05:11	こちらの設計業務は行いません。
0:05:14	原子燃料部門は、本申請の設計及び工事の業務において、
0:05:19	高燃焼度燃料購入に係る契約業務を担うこととなります。
0:05:26	以上より、
0:05:28	技術的な業務については関与しないことから、添付書類 5。
0:05:34	の、
0:05:36	1 ポツ組織のところについて原子燃料部門は、
0:05:41	記載してございません。
0:05:45	続きまして、ナンバー、
0:05:48	2 に移らせていただきます。
0:05:51	こちらの 3 月 17 日資料 3 の確認事項についてですが、
0:05:57	原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、
0:06:02	安全品質保証部門及び、原子力土木建築部門、は、本申請の設計のどの範囲の設計方針を分担するのか。
0:06:12	玄海原子力発電所で実施する、現地の設計及び工事の業務とは、どの範囲の設計方針にかかるかを説明することというご指摘に対しまして、説明させていただきます。
0:06:26	設置変更許可における設計業務については、本店組織、
0:06:31	全組織で実施することとしており、
0:06:34	本申請にかかわらず、包括的に本店組織全体として記載をしてございます。
0:06:42	ご質問にあります。本申請において各部門がどの設計の範囲を受け持っているかについては、
0:06:51	検討しているところ、
0:06:53	ちょっと整理をしておりますので、今後のヒアリングについて、
0:06:58	ご説明させていただきたいと考えております。
0:07:03	続きましてナンバー3 についてです。
0:07:06	こちらも 3 月 17 日資料 3 についてのご指摘ですが、
0:07:11	本申請に係る運転及び保守の業務のうち、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:16	1号炉及び2号炉の業務を説明することというご指摘に対しまして、
0:07:22	今回の申請対象案件としては、直接携わる者としては、34号炉の要因となっておりますけれども、運転及び、
0:07:33	保守の業務の一つであります、自然災害であったり、重大事故等に対処する原子力防災組織としては、
0:07:42	原子、発電、玄海原子力発電所全体で実施することとしております。
0:07:48	玄海原子力発電所の組織といたしましては、
0:07:52	原子力関係組織、
0:07:55	添付書類5の第5.1図と、
0:07:59	原子力防災組織、第5.にいつ、
0:08:03	に示す通り、包括的に記載するようにしております。
0:08:08	また、品質保証活動に係る規程文書体系についても、玄海原子力発電所として構築しております。
0:08:17	従って、技術的能力を有していることの説明についても、発電所全体について記載した方がよいと考えております。
0:08:29	なお、既許可においても同様な考え方で、発電所全体の組織については記載させていただいております。
0:08:37	資料3についての説明は以上になります。
0:08:44	現状規制庁スズキです。
0:08:47	まず、ナンバーツーについては、引き続き確認をしていきますので、よろしくをお願いします。
0:08:55	説明される際に、添付11のところと関連して説明するように、お願いしたいかと思っております。
0:09:06	それから、NoⅢについては、若干、
0:09:11	前回、規制庁側から確認事項として出したことの意図が若干伝わってないかなというふうに思いますので、
0:09:20	申請書を見ながらちょっと、もう一度話をしておきたいと思っておりますけれども、
0:09:27	申請書の
0:09:29	添5-2ページですね。
0:09:35	この中に、
0:09:38	1号炉及び2号炉と明記してある。
0:09:42	部分ですね、ここの中で、
0:09:47	本申請に係る運転補修。
0:09:49	の業務っていうのが何かしらありますかということ聞いてまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:54	お答えがあった。
0:09:57	ところについては多分、3 ページの
0:10:00	運転保守の業務のうち自然災害や重大事故等に的確に対処するため 云々というところが全体でっていうことだと。
0:10:10	思いますのでその部分は、聞いたつもりはなくてですね。
0:10:14	直接聞きたかったのは、2 ページで、1 号、2 号というふうに、
0:10:19	明記されている。
0:10:22	業務の中で、34 号の、
0:10:25	本申請に係る運転補修の業務関連するところがありますかということをお聞きしたつもりです。
0:10:35	衛藤。
0:10:36	ちょっと行き違いがあるようでしたら、改めて、
0:10:40	説明を。
0:10:41	求めたいと思いますけども、今日、現時点で何か、
0:10:47	今日の回答がそこに当たりますというところがありますでしょうか。
0:10:56	九州電力のオビタです。
0:11:00	今、
0:11:01	ご指摘いただいた件につきまして、
0:11:06	前回の平手 3 月 17 日にいただいていたコメント、
0:11:12	について、
0:11:14	少し、
0:11:15	当方の認識、
0:11:18	が不足していた部分が、
0:11:21	ありましたので、今の
0:11:26	添付書類 5 の 2 ページ目についての 1 号炉及び 2 号炉に係る、
0:11:33	運転保守についてのコメントというところで、
0:11:38	今、認識しましたので、
0:11:41	こちらについて、
0:11:44	ちょっと検討いたしまして別途ご説明させていただきたいと思います。
0:11:50	以上です。原子炉規制庁鈴木ですお願いしますナンバーツーと結局聞きたい意図は同じで、
0:11:57	本申請に係る内容の部分の説明はどこに当たりますか。で、
0:12:03	九州電力はこの点 5 は、確かに、本変更に係る
0:12:09	説明書だっていうふうに、これ、規則上なってるので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:13	そう、そういうふうにタイプ銘打ってるんですけど実際は本変更に係るものだけではなくて変更後の姿として、
0:12:20	説明をしていますということ。
0:12:22	以前せ、言われたことがあったので、結局、本申請に係る部分はどこなのかなっていうのを明確にしたいという意図で聞いてますので、結局は、ナンバーツーは設計及び工事。
0:12:34	のところで、難波鶴は運転保守のところになりますので通しで一通り、
0:12:39	説明を今後お願いしたいと思います。では引き続いて、ナンバーワンのところに、
0:12:45	戻りますけれども、
0:12:50	すいません。
0:12:51	ちょっと本店からよろしいでしょうか。
0:12:55	どうぞ。
0:12:57	今旧九州電力の広沢です。
0:13:02	今、
0:13:05	そこの2ページ、添付5-2ページについて、1号炉、2課、関わるというふうに書いておりますが、
0:13:15	ここに書いてる趣旨としましては、今お答えしたように、
0:13:19	Officerの方からお答えしたように、
0:13:24	運転方針の一つである、業務にも関わっている発電所全体で行っているということから、包括的な記載としているってことこの理由は同じであります。ただ、表現の仕方として、
0:13:38	12号の維持管理の運転に関するとかそういった修飾入っておりますのでちょっと誤解をちょっと生じるような表現になっているかと思われます。以上です。
0:13:51	現状規制庁スズキです具体的に、どうぞ。
0:13:59	原子炉規制庁鈴木です。具体的に、
0:14:02	よくわからないなっていうふうに思った例、例を挙げておきますけど、添5-2ページの、
0:14:12	下から、
0:14:14	3、
0:14:15	3分の1よりちょっと上ぐらいですかね。
0:14:20	技術第2課、
0:14:23	がっていうところの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:25	スズキなんですけど、1号及び2、1号炉及び2号炉に係る放射線管理であって、
0:14:33	その後に、
0:14:38	3号炉及び4号に係る放射線管理ってこれ分けて書いてありますので、
0:14:44	多分、それぞれの放射線管理区域の中での放射線管理、
0:14:50	のことを指されているのかなあというふうに、
0:14:54	思ったんですけどそうすると、今、4号なりそれに関連して3号の、
0:15:01	本申請の
0:15:05	にかかってくる運転保守。
0:15:08	ていうのは、その12号の放射線管理って何が関係あるんだろうなというふうに、
0:15:14	思ったわけですね。で、これは、
0:15:18	いや、実は全然本申請にわからないんだけど12号のことも含めて書いてありますということであれば、その12号の放射線管理のところは本申請にはかかわらないところとして、
0:15:29	枠取りをこう説明してくれればそれでいいというそれだけなんですけれども、
0:15:35	九州電力本店の方、
0:15:38	規制庁側の意図が伝わりましたでしょうか。
0:15:45	はい、清広沢です。承知いたしました。
0:15:49	吉尾規制庁スズキですよろしくお願いしますでは、
0:15:54	戻ってナンバーワン。
0:15:56	の、
0:15:58	原子燃料部門の
0:15:59	ところに行きますけれども、
0:16:04	結局、今の
0:16:06	回答は、
0:16:08	保安の業務だけれども、
0:16:11	技術的なところはやってなくて、
0:16:14	契約手続きみたいな。
0:16:17	ところだけですっていうお話だったんですけど、まず、
0:16:23	先ほど言った添付11ですね。
0:16:27	そこを、
0:16:34	から確認をしていった方が早いと思うので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:37	見ていきますけど、
0:16:41	店舗従事って、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書、
0:16:50	これは変更後なので、今後ってということだと思いますけど、
0:16:55	全体が書いてあると。
0:16:57	ということで、
0:17:00	その中で、
0:17:08	8 ページ。
0:17:10	の、
0:17:12	3.4。
0:17:14	その後の工事等の活動に係る品質管理の方法。
0:17:25	あ、ごめんなさい間違えましたそれじゃ、11 ページですね。
0:17:29	11 ページの 3.5。
0:17:33	設計並びにその後の工事等の活動に係る調達管理の方法ですね、で、
0:17:40	ここは保安の業務に関する、
0:17:44	説明をしているところだと思っているので、
0:17:49	ここの中で読んでいくと、
0:17:52	設置許可に係る設計並びにその後の工事等の活動に係る業務を調達する場合は、これが原子燃料調達するっていうところと、
0:18:03	同義で読んでいいと思ってるんですけど。
0:18:05	品質マネジメントシステム計画に基づく調達管理を、
0:18:10	以下の通り実施しますと、供給者の技術的評価。
0:18:15	供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として供給者の技術的評価を実施するこれは、
0:18:25	保安規定側の方の説明でも原子議事原子力技術部門がやるっていうふうに言われてたんですけど、
0:18:35	次の、
0:18:36	供給者の選定のところですね。
0:18:39	ええ。
0:18:41	設置。
0:18:42	設置許可に係る設計並びにその後の工事の数に係る業務に必要な調達を行う場合、
0:18:48	原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し業務の授業度に応じたグレーゾーン従い調達要求事項を明確にし、
0:18:58	資材調達部門、供給者の選定を依頼すると、で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:03	多分、調達要求事項を明確にするところまでは違う部門がやっていて資材がやるわけじゃなくて、多分これ、
0:19:12	現新燃料については、先ほど言ったような原子力技術部門なり、今後、しっかりその辺はし説明はしていただけたらと思いますけど、先ほどのナンバーツリーの、
0:19:22	ところでですね、要するに資材調達部門でないところが多分やるというふうにこれは、
0:19:28	読めると。
0:19:29	ただ、
0:19:30	供給者の選定、
0:19:32	資材調達も依頼しているので、選定自体は、資材調達部門がやりますと。
0:19:39	資材調達部門は、ウエノ供給者の技術的評価で技術的な能力があると判断して供給者の中で供給者を選定すると。
0:19:48	ということが書いてここ、原子燃料に置き換えると多分、原子燃料部門はっていうふうに読めるんだらうなっていうふうに思います。
0:19:55	で、ここに書いてある内容は先ほど言った通り、保安の業務に関するところですので、
0:20:03	ここに原子燃料部門が入ってくる以上は、原子燃料部門は調達管理の方法の中のプロセスを、
0:20:11	一つになっている、要するに保安の業務をやっているというふうに我々読むんですね。
0:20:17	で、これが結局品質マネジメントシステムの中に組み入れられているので、
0:20:23	テンゴウに戻ると。
0:20:27	前後の品質管理の、
0:20:30	リスク品質マネジメントシステムとかな。
0:20:34	. 5 でいうと、
0:20:37	8 ページ。
0:20:39	から 9 ページにかけて、
0:20:44	下側に両括弧 1 品質保証活動の体制先ほど. XI でやってる。
0:20:49	活動の体制について書いてあると思ってるんですけども、次の 9 ページに行ってますね。
0:20:57	2 行目から品質保証活動に係る体制は、という中に原子燃料部門、
0:21:03	も含めて構築していると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:05	いうふうに書いてありますので、
0:21:07	当然のことながら、ここに組み入れられているよってというのは先ほど、
0:21:13	添付 11 の方で言っている、プロセスをやっている法案の業務をやっているから書いてあるんだと。
0:21:21	そう読めますので、
0:21:23	そうすると結局、
0:21:26	2.5-1 ページに戻ってきて、
0:21:32	一番下の段落ですね本変更に係る設計及び工事の業務、この工事の部分に、先ほどの調達管理のところが入りますので、
0:21:41	ここに原子燃料部門が登場するんだらうなと私は思ってたんですけど、ここは登場しませんっていうのを以前から言われていて、
0:21:50	なぜなんだらう。
0:21:53	それで保安規定と合っていないんじゃないのかっていうところから、この話が始まっている。
0:22:00	ということなんです。
0:22:03	つまり、保安の業務を今、今の申請書を読む限りにおいてはまだ市原子燃料部門が添付 11 に出てこないの、そこは多分出てくるんだらうと私は思ってるんですけど。
0:22:17	そこはまず出てくるでよろしいですかね。
0:22:25	九州電力のオビタです。
0:22:28	今ご指摘のありました、添付書類 11 のチョウケイ者の選定の、
0:22:34	部分につきまして、
0:22:37	現状では、資材調達部門のみの記載となっておりますが、
0:22:43	今、ご説明、ご指摘がありました通り、添付書類 5 の
0:22:51	4 ポツ、品質保証活動のところの組織体制について、原子燃料部門も記載してございます。
0:23:02	ということで
0:23:04	添付書類 11 の供給者の選定のところ、現状では資材調達部門しか書いてございませんがこちら、
0:23:13	ちょっと、
0:23:16	原子燃料部門が抜けているということで、補正のタイミングでこちらを修正させていただきたいと考えております。
0:23:27	以上です。
0:23:28	原子力技術、原子力規制庁の鈴木です。ということですので、
0:23:33	私の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:37	考えていることとしては、
0:23:39	添付書類 5 の 1 ページの組織のところにも当然、原子燃料部門、
0:23:46	資材調達分も当然出てくることになる。本申請に係るものだけじゃない っていう全体のものを書いてるってことであれば、
0:23:55	資材調達部門と原子燃料部門両方もここに入ってくるんだらうなってい うふうに、
0:24:03	受けとめましたけれども、
0:24:05	まずは、本日にかかるだけでいうと、原子燃料部門がここに、
0:24:10	添付 5-1 ページの一番下の段落のところに入ってくるという理解でよ ろしいですか。
0:24:23	九州電力の折田です。
0:24:27	今の
0:24:29	添付書類 5 の 1 ポツ組織の
0:24:33	変更に係る設計及び工事の業務のところの工事のところに、調達の部 分、
0:24:41	が入っているのではないかというご指摘につきまして、
0:24:47	と。
0:24:49	先ほども回答させていただいておりますけれども、
0:24:54	こちらの
0:24:56	高燃焼、今回の高燃焼度燃料、
0:24:59	の、
0:25:02	調達、契約業務について原子燃料部門の方が、
0:25:08	その役割を担っているというところになっております。
0:25:13	従って、
0:25:16	技術的な業務、
0:25:18	あとは、
0:25:20	丹羽衛藤。
0:25:21	関わっていないという、
0:25:25	考えで、
0:25:27	現状としては、
0:25:29	こちらの 1 ポツ組織のところで原子燃料部門を、
0:25:33	機械で、
0:25:36	おりません。
0:25:40	原子力規制庁スズキです。そういうことは品質マネジメントシステム 等々は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:46	技術ではないので、関係ないですってことを言いたいですかちよつと. 11 では、供給者の選定する。
0:25:54	仕事をやっていると言ってるけれども、
0:25:58	ミスマネジメントシステム自身は、技術、
0:26:03	以外の部分も書いてあるので、
0:26:06	その供給者の選定っていうのは技術ではないんだと。
0:26:09	いうふうに言われているっていうことでしょうか。
0:26:18	はい。九州電力のオビタです。
0:26:23	と、
0:26:26	技術、こっち、今回の高燃焼度燃料の、
0:26:33	技術的な業務、
0:26:36	といたしましては、
0:26:39	供給者の選定を行う前の、原子力技術部門の方が、
0:26:46	技術的な業務になっていると認識しております。
0:26:54	ですので原子燃料部門としては、
0:27:00	技術的な業務が、
0:27:02	行っておらず、
0:27:05	その原子燃料の調達、契約業務を担っていると、
0:27:12	認識しております。
0:27:15	以上です。
0:27:17	原子力規制庁スズキです技術的なことなのか、技術的なことじゃないのか別にしても、とりあえず、
0:27:25	添 5 の技術的能力の説明としては、
0:27:31	品質保証活動の体制も含めて、組織でどんなことをやってるかっていうところを言われてますので、
0:27:40	その
0:27:41	工事の業務の中に、原子燃料部門が担っている仕事があるのであれば、
0:27:48	書いてあって当然だと思いますし、その組織図、
0:27:54	というのは、品質保証活動の中で行っている品質マネジメントシステムと、
0:28:01	. 5 で書いてある組織は、違うものを出しますっていうふうな、
0:28:07	話になると。
0:28:08	結局、何で分けてるのかよくわからなくてですね。
0:28:13	その辺は合わせて説明された方がわかりやすいですし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:21	我々、私本人個人としては、
0:28:26	1 ポツ組織. 5 の 1 ポツ組織んところが技術じゃないものは書かないっ ていう。
0:28:31	理由がちょっとよくわからないので、
0:28:34	統括したりする業務技術者ないと思うし、
0:28:38	まさに仕事をマネジメントしたりとか工程管理するっていうのも、それほ ど何か技術的なことじゃないって思うし、
0:28:45	ような、何が何をもって技術じゃない技術なのかっていうところの、定義 は我々特段持ってないので、
0:28:54	わかりやすく説明していただければいいんじゃないかなって思うんです けどいかがでしょうか。
0:29:01	すいません九州電力泉ですけど。
0:29:05	添付 5 っていうのが技術的能力に関する説明で、確かに原子燃料部門 っていうのは選定作業すると調達のプロセスを担ってると。
0:29:18	いう意味で、それは技術的能力が必要とみなすんではないかっていう、
0:29:24	ご指摘だと思うんですけど、我々が解釈してるのはですね技術的な能 力が必要となる部分は、
0:29:34	調達の場合はその供給者の技術的な評価をする場合には、
0:29:40	その技術的な能力が必要ではないかと。そうではなくてそれが確認され た後の選定の場合はその会社自体の信用度だったりとかですね経理 的な部分だったりとかそういうところを見ていくので、
0:29:55	技術的な能力とは、ちょっと、
0:29:58	違うのかなっていう。
0:29:59	ふうな解釈でですね、添付 5 の最初で組織の定義のところから入らな い。
0:30:06	のかなっていうふうにはちょっと考えてはいたところです。
0:30:11	原子炉規制庁鈴木です。それは感覚でおっしゃられてるんですか。
0:30:16	まずですねこの点 5 のところは、
0:30:19	旧安全委員会の原子力事業者の技術的能力に関する審査指針に基づ いて、
0:30:25	審査がなされていきますけれども、その中の指針 4 のところで明確に、
0:30:30	書いてありまして設計及び工事に係る品質保証活動のところ、
0:30:36	そこんところは品質保証活動を行うっていうことが、体制が明確に示さ れてなければならないというふうになっているので、
0:30:44	技術的能力の一部なんですね、品質保証活動。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:50	ということは、
0:30:51	その設計及び工事を的確適確に遂行するに足る、役割分担が明確され、課された組織、
0:31:00	が構築されていること、これは指針 1 になりますので、そこが指針 4 と指針 1 は違います。違う話、組織のことを言ってるんですってわけじゃないと。
0:31:10	私は思っている。
0:31:12	もしそこが違うんだっていう。
0:31:14	ことであれば、違うんだっていうことの適合性の説明をしっかり、
0:31:19	補足説明なりでしていただいた方がいいと思いますので今後それをしっかり見ていきたいと思いますが、そういうことでよろしいですね。
0:31:42	すいません社内的にですねもう一度ちょっとよく検討して、改めてご説明したいと思ってます。
0:31:52	原子力規制庁スズキした
0:31:55	細かいところは、
0:31:57	それぞれしっかり整理した上で説明をしていただきたいんですけど、まず、
0:32:03	原子燃料部門が、
0:32:07	そもそも設置変更許可申請、
0:32:10	の方で関わってくるというところはこれで一応共通理解ができたと思うので、
0:32:16	その辺はしっかり審査会合の場で、
0:32:20	保安規定認可申請で出している。
0:32:23	一部の原子燃料部門の役割が、今回の設置変更のところで関わってきますというところをしっかりと説明をしていただきたいと思い
0:32:33	その上で、組織、
0:32:38	. 5 の組織のところ、
0:32:42	旧安全委員会の指針の指針 1 のところの、
0:32:46	組織には、原子燃料部門が入りませんということであれば、
0:32:51	組織図も現状のままにしておいて保安規定側で組織改正したものは、
0:32:56	もう関係ないところは、古いままでもいいですということであればそういうふうにしてされるのかなと思いますけれども、
0:33:04	いずれにしても何かややこしい状態のままに残ってしまうというのを本当に良しとするのかっていう、ちょっと個人的な感想がありますのでそれだけ申し述べておきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:16	九州電力泉ですまあまあ現状期許可の記載がこうなって、公開てるというところと、
0:33:26	当然現状これまでもそういう選定す供給者の選定とかは事実としてやってきてたというところはあるんですけども、
0:33:37	鈴木さんおっしゃるように、そういう意味でも、もう少し記載を明確にするっていか適正にするというか、そういう観点でですね、ちょっと変更することを視野にも、ちょっと検討したいと思い
0:33:49	以上で、
0:33:53	原子炉規制庁鈴木ですそういった意味で次回審査会合で説明していただくときにこの資料3のような、
0:34:01	形で説明をされるのであれば、もう少し補足して回答していただいた方が、
0:34:08	誤解がなくまた、同じ議論にならなくていいかなあというふうに思いますので、
0:34:14	よろしくお願ひしたいと思います。規制庁側から何かほかに、この
0:34:19	点5について、よろしいですか。はい。
0:34:22	では保安規定の話と、前後のお話、設置変更許可申請者テングウの話、話については、
0:34:31	以上にしたいと思います九州電力の方による、5の話はよろしいですね。
0:34:37	他にと、特段何か説明してきたことはないですか。
0:34:43	いや、九州電力です。追加ございません。
0:34:51	原子炉規制庁鈴木ですんでは資料12の方に行きたいと思います。
0:34:57	ちょっとお待ちください。
0:35:15	原子炉規制庁鈴木です。資料1に行きますけれども、
0:35:21	ちょっとですね、前回の審査会合の指摘、
0:35:28	ですね。
0:35:28	そこについて、
0:35:31	お互いの認識を共通にしといた方がいいと思いますので、そこからちょっと規制庁側から話をしていきたいと思います。
0:35:41	いろいろ審査会合の場で、細かいこと大まかなこと、ごっちゃに言いましたけれども、
0:35:48	まとめるとですね、
0:35:51	まず、杉山委員が言われた、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:35:55	燃料を今回変更することで、営業が及ぶ条文ってのは幅広にまず抽出して欲しいと、それはなぜかというと、
0:36:03	新規制基準になってから、燃料タイプの変更っていう設置変更をやったことがないので、
0:36:11	ちょっと、
0:36:13	言い方悪いですけど、パイロットケースといいますか。
0:36:17	新規制で何の手続きをすれば、燃料タイプの変更っていうのをしっかり審査できるか、安全性を確認できるかっていう観点で、
0:36:27	ちょっと整理をしておきたいと、そういうイトウもあってそういう、杉山委員のような発言がありました。
0:36:34	それから、
0:36:36	大野審議官からですね、その給水にあたって、
0:36:42	燃料 2 課、直接関わる条文、燃料はとか、或いは燃料に関する安全解析が直接書いてあるような、要求事項を書いているような条文、
0:36:55	それからそれら条文、
0:36:58	について、例えば、
0:37:00	設備、
0:37:01	安全施設等があつてですね、それに基づいて安全解析をするなど、
0:37:08	といった入力条件になるような部分だとか、
0:37:12	解析をして、影響を受けるような、
0:37:16	関連条文、そういった関連、直接関連みたいなのところも、
0:37:23	の関係性も含めて、
0:37:26	どのように整理していくのかっていう考え方を一度まとめた方がいいだろうと。
0:37:33	で、その考え方に基づいて整理した結果がこうですっていうのが、
0:37:38	今日の資料 1 のような形でまとめると、わかりやすいんじゃないかと。
0:37:45	そういう指摘だったというふうに、
0:37:49	認識しております。
0:37:51	九州電力の方まずこの認識のところ、認識ずれとか、ちょっと違う部分があるんじゃないかっていうところの、
0:38:00	があれば、言っていれば、
0:38:04	次の話に進めるかなと思うんですけど。
0:38:09	九州電力のタケツグです。西に大きな相違はございません。
0:38:14	原子炉規制庁鈴木です。では続けてですね。
0:38:18	まず今日は、前回のヒアリング、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:23	含めてですね、
0:38:26	資料 1 の条文整理、
0:38:28	ていうところと、それから、
0:38:30	辺設置変更の内容っていうのが先に項目としては立っているので、その 辺の再整理をしていただいた資料を作ってもらってますけれども、
0:38:43	その辺の関連性というのを含めて先ほどの指摘事項に最終的にどうこ たえていくかっていうところなんですけれども、
0:38:54	まず、私の考えだけまず述べますので、
0:38:59	聞いていただきたいんですけれども。
0:39:02	まず申請書の本文で、漢数字 4 の変更の理由。
0:39:08	これ前回の審査会合、ごめんなさいヒアリングの時に、
0:39:13	規制庁側から公開資料、資料 3 ですね、確認を求めたところにも書いて ましたけども、
0:39:21	変更の理由ってのは現状申請書では、高燃焼度燃料の導入、これ 1 本 なんです。
0:39:28	で、それに、その変更するために、菅総司さんの変更の内容っていうと ころで、
0:39:37	本文 5 号 9 号 10 号の記載を変えると、それを別記別紙に示すという ような形で、申請書の構成がなっていると。
0:39:47	ただ、
0:39:48	前回の審査会合の中では、実は高燃焼度燃料の導入、
0:39:55	とは直接的に関係なくって、
0:39:58	審査が、
0:40:01	申請ガイド、
0:40:03	が作られたんでそれを反映したりだとか、
0:40:06	今回の資料 2 の中では、先行してる他の
0:40:14	発電所の最新記載みたいなやつを、
0:40:17	少し取り入れるとか、それから、
0:40:20	差結果的に高燃焼燃料、
0:40:25	が変わってくるんだけど、直接的なトリガーは異なるよって言っている気 象資料の更新のタイミングだとか、
0:40:33	風洞実験の話なんかは前回の審査会合で聞きましたけれども、そうい った、
0:40:40	ものが変更の理由としてまず明確に上がっている必要があると思っ ていて、それに基づいて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:49	変更の内容が、
0:40:51	ずらずらずらっと出てくるんだと思ってます。で、今日の資料 2 でいうとですね。
0:40:57	1 ページめくって、
0:41:00	表を作っていたいてますけれども、
0:41:03	先ほど言った、申請書の本文の漢数字 3 の、
0:41:08	変更の内容のところは本文 55950 を変えるっていうふうに、まさにそこなんですけど、実際には、変更の理由に基づいて、
0:41:17	変更する項目が、2 ページでいうと、炉心に係る設計とか、
0:41:23	本文 5 号ですね、本文 15 でいうと、原子炉運転時間とかそういうふうに何かこう、いろいろ出てくるわけですね。
0:41:32	こういったものにする、
0:41:35	展開して行って、それが、
0:41:39	展開していった変更の項目っていうのを、
0:41:43	が関連する条文が、
0:41:46	適用条文として、広くピックアップされてくるのかなっていうふうに思っている。これが杉山委員の
0:41:53	指摘のところに関がってくる。それを突き合わせると最終的に全部必要適用すべき条文、それから変更する項目っていうのが
0:42:04	漏れなく突き合わせられるのかなと。
0:42:07	その中で、じゃあ実際に申請している情報は何なんだ。
0:42:12	POの話に繋がっていくっていうふうな、
0:42:16	感じかなっていうふうに思っています。で、申請するかしないかの理由は、それぞれあると。
0:42:22	いうことかなというふうに思ってますので、そういった流れ、説明のプロセス、段階的に、
0:42:29	確定して行って、最終的に申請する内容がこうですっていう申請書の記載か、
0:42:36	最後は到達すると、そういう、
0:42:40	説明プロセスを考え方としてまず、
0:42:44	全体としてこう説明をして、していただいて、資料 1 とか資料 2 っていうものの説明に入った方がわかりやすくなっていると思う。
0:42:56	それから、先ほどの幅広に条文を抽出してこれ適用条文の、
0:43:04	資料 1 の適用条文に丸がつくかどうかというところにかかってくるんですけど、この適用条文のところっていうのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:13	全体通して、
0:43:16	どんな判定条件で、
0:43:20	適用条文ってのは拾われてくるかっていうような判例が何か、
0:43:25	明確になってた方が、
0:43:28	全体として整合性があるような説明ができるのかなっていうふうに思っています。
0:43:36	その辺まで含めて、考え方として説明を、
0:43:40	していただければ、まずは
0:43:44	一つ目のハードルは、
0:43:46	指摘事項の一つ目のハードルはクリアでき、できるかな考え方を示して欲しいと。
0:43:52	その結果整理した結果を、
0:43:54	具体的に一つずつ見ていきますっていう形に次はなるのかなっていうふうに思う。
0:44:00	ています。これが私の
0:44:03	考えていることなんですけれども、
0:44:07	現時点ではちょっと考え方っていうところとか、
0:44:11	先ほどの適用条文の中枢の判定基準みたいな、
0:44:16	ところは、資料の中では触れていないので、その辺を脳内では、
0:44:23	考えていろいろ資料は作られていると思うので、その辺を少し、
0:44:29	今日のヒアリングの中で、
0:44:31	確認をしていって、審査会合の場で補足で説明をしていただくのが、
0:44:38	或いはちょっともう一つ資料作っていただいても結構ですけれども、されるのがいいのかなっていうふうに思いますけれども、ちょっと私の感想的な感じでちょっと言いましたけれども、
0:44:50	九州電力として、
0:44:52	これまで作成してきた感じからすると、
0:44:57	私の言ったような内容、
0:45:00	に大体合っているでしょうか、それともちょっと違う考え方で作られていたでしょうか。
0:45:18	江藤イシイ電カタケツグです。
0:45:22	両常務の考え方の判定基準の件ですけれどもこちらについては一応今回
0:45:29	資料の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:30	3のスライド13のところちょっと大瀬土肥に沿ってるものかどうかはちょっと金金これからご説明させていただくんですけどそこもちょっと触れさせていただきますので、
0:45:42	後程確認いただけたらなというふうに思います。
0:45:49	まず審査会合の説明の、
0:45:52	考え方の流れの考え方については、
0:45:58	設置は理解しましたのでちょっとその意に沿ったような形でちょっとご説明させていただけると、
0:46:06	微妙と考えていけたらなと思います。以上です。
0:46:12	原子炉規制庁鈴木です。ありがとうございます。大体
0:46:17	認識は合っていそうですので、
0:46:22	まず先に、先ほどの資料4の13ページですか。
0:46:29	条文整理の適用条文の中核の考え方みたいな。
0:46:36	と理解していいですかね。そうですね。そこをちょっと説明していただいてもいいですか。
0:46:44	はい。九州電力タケツグです。では資料4の13ページの方についてご説明させていただきます。
0:46:50	こちらの資料1の方の条文整理表を全部全条文に展開した、周にあたって考え方というのをこういう、こういう考えで整理しましたというものを示すものになりますけれども、
0:47:02	まず適用と申請。
0:47:05	という判定があって、適用についてはマルバツと、申請については、申請対象のマルの中でもいくつかしていると、種類があるというのは前回から同様でございます。
0:47:15	適用0の理由に対してですけれどもまず適用というものについては、今回申請理由、午後燃料、
0:47:23	高燃焼度燃料の利用ですね使用に対して、
0:47:26	震災申請書の記載への影響をかける確認すべき条文ということで5号燃料を入れることで影響がある条文と、
0:47:33	いうところで考えておりました、まず上からなんですけれども、
0:47:39	今ね、
0:47:41	燃料集合体は設計基準対象施設及び安全施設であることからという経済条文ということで3から6条と8から10条12条というところで、
0:47:51	適用するんですけれどもこれらの条文は設備単体ではなく発電所全体で応急されている条文ということで、これまで整理をしまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:01	燃料集合体がそれら設計基準対象施設だったり安全施設だったりという設備であるので今回こちら対象としているものになります。
0:48:11	あとちょっと飛ばして炉心、15条16条25条あたりについては今回、これら燃料が変更となりますので直接影響がある、燃料の、
0:48:23	反応度だったりとか、燃料取扱ちゃったり、直接影響があるところとして、適用としております。
0:48:29	あとは
0:48:32	事故時の異常な過渡事故時の解析というところで、これも燃料が変わるところで影響するものになりますので13条だったり、37条が適用となってくると、あとは、被ばく関係というところで、
0:48:45	適用条文の方を抽出しております。
0:48:49	適用のバツになるんですけどもこちらは基本的には、燃料集合体に関係ない条文となるんですけども、一部設備の条文ですね、例えば17条の1項3項というのは審査会合の場でも少し触れさせていただきましたが、
0:49:05	こちら13条だったり37条への適用を確認することで現行減等の設計で問題ないということが確認できる条文については適用対象外と整理をしております。
0:49:18	次に申請の方になります、申請については、
0:49:25	二重丸丸黒丸と三つに整理、分けておまして申請書本文に変更があるものと、
0:49:31	あと本文の変更ではないんですけど添付書類に変更があるものと、車については、本文や添付書類、
0:49:38	の変更箇所、
0:49:41	明確に変更とはならないものの今回燃料の設備そのものを変更することで燃料集合体の設計方針を、
0:49:49	示す条文というところになっております。
0:49:53	申請バツについてはこれらの変更がないものとして整理をしております。以上です。
0:50:02	理事長規制庁鈴木です。まず申請の、凡例の判定についてはちょっと置いといたとして、
0:50:11	適用のところから、
0:50:14	なんですけれども、
0:50:17	何か結果論旨が書いてないように、
0:50:21	見えてですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:24	す先ほど言ってた変更するのは本文 5 号、9 号 10 号を変えるっていうふうに言っていて、
0:50:32	例えば今の丸の中でですね、
0:50:36	一番わかりやすいのは、本文 10 号と 5 号の関係性。
0:50:41	本文 15 って、別に設備、何もなくて、できる解析じゃないので、
0:50:50	まず、
0:50:51	本文 10 号で、
0:50:53	考慮している設備の条件、
0:50:56	仕様であったり、運用方法であったり、
0:51:00	性能であったり、機能も入るのかなっていう気がしますけど。
0:51:06	そういったものが本文 5 が必ずあって、初めて本文 10 号でそれを、
0:51:12	考慮できる、それはなぜかっていうと逆に言うと、
0:51:16	これとり玉の関係で、本文 5 号の、
0:51:19	性能とか仕様だとか機能で、
0:51:23	安全性が本当に、
0:51:24	担保できるのかっていうのを本文上で確認するという、要するに、
0:51:30	目的と手段と、というような位置付けになるので、それに関連するものは、基本は適用なんじゃないかなっていうふうに、
0:51:41	個人的には思ってるんですね。
0:51:43	で、
0:51:44	そういう観点でいうと、
0:51:48	まさに 13 条に対して、
0:51:52	ECCSだとか、安全保護回路ってこれそもそも直接的な入力条件だったり、
0:51:59	或いはその作動がどのようなタイミングで発生することで、適切な性能を達成できるみたいなことを、
0:52:08	確認していく部分、
0:52:11	なぜそういうのが適用にならないのかっていうところはちょっと理解に苦しむと。
0:52:18	そういう、
0:52:23	燃料に直接かかる。
0:52:25	条文のところのインプットになるようなところは、フェアとして必ずあるのかなっていう。
0:52:31	で、
0:52:32	もう一方で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:33	13条の解析結果によって影響を受けるような設備、
0:52:41	ていうところこれ、
0:52:44	事例として、我々私の方で、審査会合の場だとか、前回ヒアリングとかって言ったその十七条みたいな、
0:52:53	ところを挙げていて、そこも結局、
0:52:57	13条の解析結果、
0:53:01	さえあれば、影響、
0:53:04	受けた側っていうところは別に見る必要ないんですよってところは何かちょっと、
0:53:10	感覚的には、
0:53:12	私は受け入れがたくって、解析結果から、設計条件各条文の設計条件が定まるので、
0:53:20	設計条件は、あくまでも影響を受ける側の条文側だと思う。
0:53:25	なので、そちら側を再度、
0:53:27	確認をする必要があるという観点では、適用されるのかなっていうふうに、
0:53:34	思うところなんです。ですから、ちょっとそういう、
0:53:39	本文、
0:53:41	のたてつけ、
0:53:42	の観点から、みたいな感じで考えていくと。
0:53:46	もう少し幅広になるんじゃないかなっていうところと、あと、
0:53:51	ちょっと添付書類がになりますけど、テンパチの中で解析したりしてるところありますね。結局、核的な話だとかねツリー的な話だとか、
0:54:02	そういったところなんかは、テンジュウの解析では直接、通常運転中の話とか見えてこないの、
0:54:09	通常運転中の解析的なところは多分テンパチになるんですけどその解析のやっぱりインプットアウトプットみたいな、
0:54:17	関連のところも、
0:54:19	やっぱり同じような位置付けなんじゃないかなっていうふうに
0:54:22	思うんですよね。
0:54:24	解析だけでは成り立たなくて、
0:54:27	設備と解析がやっぱりお互いに関連し合っって確認し合うってところかなっていうふうに思う。
0:54:34	ているので、
0:54:35	それが、例えば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:54:38	最大制御棒価値なんかは、解析によって、
0:54:42	決まってくるので、結果的に本文 5 号の記載が変わるか変わらないか みたいな話に多分なってくるのかなとかって思いますし、反応度フィード バックなんかのケースなんかのところも、やっぱり同じような関係かなって いうふうに、
0:54:55	思うので、そういう関連性あまた訪問 9 号はこれ 9 号の中で、
0:55:01	設備と、
0:55:03	評価が一体になってるので、そこはそんな中で一体として見ているの で、
0:55:08	それでもそれも結局、
0:55:10	評価と設備の関連性っていう位置付けになるので、意味合い的には同 じかなっていうふうに思っていて、
0:55:18	そういうふうに考えたときにですね、このバツの、
0:55:22	理由として、
0:55:24	申請の理由だし、申請書の記載影響のを確認不要な条文だん何をもっ て不要なのかっていうところがよくわからないんですね。
0:55:35	そういう、よくわからない、判断基準でいうよりかは、
0:55:41	どういう関連性について適用条文っていうのを拾ってきたっていうふう に言った方が、
0:55:48	わかりやすいんじゃないかなっていうふうに思うんですけども。
0:55:53	いかがでしょうかちょっとこの時この場で、
0:55:57	答えが出るとは思っていないんですけど、ある程度、
0:56:01	この辺の話は審査会合で、しっかりお互いの認識を合わせる必要があ ると思うので、少し、
0:56:09	考えていただきたいなあと。
0:56:11	ですけど、
0:56:13	九州電力泉です。碓井さんおっしゃることを、
0:56:17	は理解しました。適用の要否というか、適用するしないっていう考え 方が、確かにこれ 1 個 1 個の資料 1 では条文ごとに、理由は、
0:56:30	いろいろ書いてはいるんですけども、確かにある、ある考え方を持って ですね、整理をする必要があると思いますので、
0:56:41	そういう考え方を 1 回整理した上で、この考え方に基づくと資料 1 の各 条文は、こういうことで適用外になりますとか適用になりますとそう いうのが
0:56:54	スムーズにというかですね、わかるように、ちょっと整理を今一度、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:59	ちょっと検討したいと思います。
0:57:03	原子炉規制庁鈴木です。
0:57:05	整理をしていただくところはぜひお願いしたいんですけど次の審査会合で、
0:57:11	その、
0:57:12	ところも含めた考え方っていうのは、ある程度決着をつけないと。
0:57:18	条文整理表それぞれ括弧のところの新整理んのマルバツみたいなのところに移れなくなるので、
0:57:26	その考え方を、私が言ったような観点で、判定基準を設けるということであれば
0:57:35	そういう資料をとりあえずここ少し修正したものをですね、審査会合の場に出していただいて説明をしていただければ、こちらの認識としては大体、
0:57:45	いいのかなっていうふうに思うんですけども、ちょっと違う内容が、いきなり所見で出てくると、そこが、何か議論沸騰おっしゃって、
0:57:53	審査会合の場で何やってんだろうなみたいな感じになっちゃうので、今のところを他に何か九州電力として思うようなところが、
0:58:03	何かジャストアイデアみたいなところであったりだとか或いは今まで脳内で考えてきてて、
0:58:09	ちょっと資料には起こせてないけどちょっと違う考えでやってるつもりでしたみたいなところがあれば、
0:58:14	少しこの場で言っていた方がいいかなと思うんですけども。
0:58:23	九州電力タケツグです。それで東証は、その適合性を確認すべきか否かっていうところで、先ほど申し上げたように 17 条で確認、13 条だったり 34 条で確認できるものについては設備条文、
0:58:40	主任できる設備条文については適合性確認用統制できるという考えのもとで今、資料を作っておりましたが先ほどご意見を伺ったように、影響については幅広にということだったのでちょっと
0:58:54	考え方をもとにしてと判定基準の方を改めて、
0:58:59	考えて審査会合の場でご説明させていただきたいと思うんですけどもちょっと、
0:59:04	何点か念のため確認させていただきたいところがございまして、
0:59:08	まずその審査会合の場でお互いの共通認識を持った判定フローみたいなものをご説明するとした場合は、今、資料として提出している資料 1 の方は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:22	合算ないと、もうとか審査会合の間ではその判定。
0:59:26	こういう考えで整理していきますっていうことをご説明させていただければ良いということでしょうか。
0:59:32	原子力規制庁スズキです
0:59:36	アンパイねらってくんでたら、そうす。次のステップで、各整理した結果示しますっていうやり方もありますけど、
0:59:45	今の時点で、不合格みたいな話で全然ないと思ってて、よくできた資料だと思っているので、別にまず出していただいて、ただ
0:59:56	少し次ヒアリング等で確認をしてる中で、少し考え直した方がいいようなところがあるなというふうに思ってるっていうような言い方で、
1:00:09	その辺はまだ作業段階なので、現時点版ですっていうことを出していただいた方が、
1:00:17	今後に繋がっていいのかなっていうふうに思いますけどそんな時に説明するとき、
1:00:22	こっちで言ってることと資料で違いますみたいなのを野放しにしちゃうと、そこが議論になっちゃうのでそこはしっかり施行等です。補足していただいて、
1:00:33	説明されればいいんじゃないかなっていうふうに思い
1:00:37	そうしましたパワーポイントの資料で示した考え方と、条文整理表の資料にちょっと考え方もそれがあってもそこ、
1:00:45	審査会合の間だと明確にして、今、ヒアリングの中で検討しているところですというところを
1:00:53	それでも、説明すれば良いということで理解をしております。
1:01:58	表失礼しました。
1:02:01	すいませんもう1点確認させていただき先ほどご説明いただいた内容の各再確認になるんですけども、
1:02:08	今回5号燃料、燃料変わります。例年量変わった影響で設備、
1:02:13	が多少変更となりますと、その影響が安全解析側に、
1:02:18	及ぶのでその安全解析がおよん分影響がおよんだ結果を設備設計として使用するものがあればそれについては、
1:02:27	設備変更する。
1:02:31	必要はなくてもその、それを確認したっていうところ。
1:02:35	にあたるので適用条文となるのではないかというお考えということ。
1:02:41	だと理解しておりますまたそれについては、本文だけではなくて、添付資料電発側も同様の考え、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:50	になるというお考えと認識しておりますが8日大丈夫でしょうか。
1:02:57	原子炉規制庁鈴木です。まずですね、
1:03:02	解析結果によって影響を受ける設備が、
1:03:07	の要求が書いてある条文、ここについて、
1:03:11	直接的に
1:03:14	回収結果に基づいた、
1:03:16	設計条件とかが本文に書いてあるわけじゃないので、あくまでも、どういった運転状態に対して健全性を担保するみたいな、
1:03:27	そその程度なので、
1:03:33	直接的に読めるところではないんだけど、当然のことながら、重症的な設計方針は必ず本部にあってテンパチでその具体的な話が、
1:03:45	書いてあるので、テンパチだけに書いてあるんですけど、
1:03:49	条文がありますみたいなことはないと思ってるんです。
1:03:52	そこだけはまず、
1:03:54	もしそういうのがあったとすると、それはちょっとやっぱり申請書として、
1:03:59	記載の適正カー、
1:04:01	んなりが必要なのかもしれません。過去の経緯とかも、
1:04:06	考えて、一応考慮して考えて、それでもやっぱりちょっと足りないなっていうところであれば、
1:04:13	適正化みたいな話があって、
1:04:15	しかるべきなのかなっていうふうに思ってます。
1:04:18	そういうことを考えるとまず適用条文としてそういうので拾ってきましたって、ただし、結局、
1:04:27	設計条件ってね、変わらないんで、
1:04:31	その
1:04:33	許可の中の世界において変わらないことが確認できているのであれば、
1:04:39	その時点で申請書の記載に変更がないというところでそれが申請の判例かなんかで、
1:04:48	例えば黒塗り丸みたいな感じになるんですとか、
1:04:53	或いは、
1:04:54	全然実は解析結果に関係ない形ででき上がる。
1:04:58	でいいものができ上がっているんです。だからそこは、
1:05:02	あくまでも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:05	解析結果だけ見とけば終わりなんですよってという理由であれば、そこは結局、
1:05:11	申請の必要がないっていう話に、それはあくまでもそう設計してるからそうなのであって、
1:05:17	適用可で適用じゃないかっていう話ではないと話を持ってきて、
1:05:21	設計の内容としてはそうなるので、結局申請はバツになるんですとか、そういったところに多分、
1:05:28	取捨選択していくのかなっていうふうに思ってますのでその辺をしっかりと整理すれば、
1:05:33	幅広に適用条文取ったとしても、全部申請されないとおかしいみたいな話ではないと思ってますので、
1:05:41	そういうふうに考えていただければ、
1:05:45	いいのかなっていうふうに思うんですけど、お答えになってますでしょうか。
1:05:58	九州電力タケツグです。はい。すいませんご意見いただきありがとうございます。
1:06:04	お考え、理解できたかと思しますので、また、
1:06:11	この考え方については改めて整理させていただいてます。
1:06:16	はい。
1:06:20	今後ご説明させていただけたらと思います。以上です。
1:06:25	下周期性主スズキですっていうことは資料 4 の、少なくとも 13 ページ。
1:06:32	資料は、審査会合の場で、
1:06:37	何かしら適正化した形で、
1:06:40	出していただく準備されるということでよろしいですね。はい。九州電力タケツグでそのように考えております。
1:06:47	原子炉規制庁鈴木です。ではよろしくお願いします。ここについては、規制庁側から他にありますか。
1:06:56	規制庁仲です。だから会合の資料のイメージとしてはこの資料 4 の、
1:07:03	13 ページぐらいまでを出すとかそんな感じです 13 は直接として、
1:07:11	ということなんでしょう。
1:07:13	すいません規制庁スズキいいですけど、資料 1 とかには、
1:07:16	それに完全に沿ってなかったとしても、次の話に繋がる。
1:07:23	次の議論に繋がる趣旨、話として資料は積んでいただいて、資料 1 です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:30	進んでいただいて正しい、若干まだ整理しきれてないところがあるので、今後そこをしっかりと整理して整理結果をまた改めて、
1:07:39	ていう説明をされればいいんじゃないかなっていうふうに思いますけど、多分少し会合での議論のやりとりみたいな中心としては資料 4、
1:07:49	これをベースにすると。
1:07:51	ということですかね。わかりました。
1:07:54	ちょっと資料 4 もいろいろ確認してみると、やはり繋がりがよくわからなくてですね。
1:08:02	繋がりがわからないっていう結局だから、
1:08:05	大枠としては、
1:08:08	会合における指摘事項ということで 2 ページにこう書いてますけれど、
1:08:14	まずは今回のその申請書の、
1:08:17	変更理由内容というのがどうどういうものであるか。
1:08:22	それに関連する条文が何かっていうそういう一応繋がりはあるはずだと思っていて、
1:08:29	多分この資料自体がその
1:08:32	資料、2 ページの資料 4-2 ページの結局、ナンバーワンとナンバーツ ーってこう分けてそれぞれバラバラになってるように見えるんですけど。
1:08:42	本来であれば多分そのナンバーワンの内容についてはいろいろこう記載、3 ページ以降されてますけど、
1:08:51	それぞれどういう考えでその本文なりに記載してさらに言えば添付では こういうことを記載してと。
1:09:00	いう内容があって、それぞれの項目がどういう条文に関係するのかって いうところが今見えない中でですね。
1:09:08	で、多分そのコメント No. 2 のその条文の整理ということでいきなりそ の、
1:09:15	13 がですね、結果だけが示されてるところがあって、結局内容を踏まえ、
1:09:22	その結果どういう関係条文があるからこうなるのかという繋がりが見え ないところが、
1:09:29	一番わかりにくくてですね。
1:09:32	で、13 ページの項目だけ見れば多分これはそうなんだろうってのはわか かるんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:39	結局申請内容変更内容踏まえたので、変更内容が何でその関係する条文が何かってところが、
1:09:47	あんまり 13 ページの前までが明確でないところなので多分見にくいというところはあるんだと思いますこれはすぐになるとは思うんですけど、
1:09:58	一応コメント分けるというよりか 1 に繋がりとしてですね。
1:10:03	読めるような形。
1:10:05	での説明が必要なのかなというふうには思ってます。
1:10:11	でも規制庁スズキちょっとそこは、この後、九州電力の方に、資料 12 のところ少し具体的に、
1:10:19	聞いていこうと思って、
1:10:21	いるんですけど、
1:10:24	資料 4 の 3 ページ以降のところの具体内容は、もう少し詳細に資料 2 側でまとめていただいている、
1:10:34	その中で、変更項目っていうふうに書いてある。
1:10:39	項目が、
1:10:41	条文セイヒョー資料 1 のですね一番右側の変更内容の、
1:10:46	ところに最終的に落ち込んでくるので、そこで最終的に突き合わせがされる。
1:10:53	いう形になって、
1:10:55	いると思う。
1:10:57	なんでその辺を、
1:11:01	ちょっと説、口頭で説明をしていただければ、
1:11:08	全体的な資料のつくり、
1:11:10	整理の仕方の考え方みたいな説明のプロセス。
1:11:15	五分でいけば、混乱はないかなっていうふう
1:11:21	はい。
1:11:22	で、大枠はそういうところで、今ちょっといろいろ直接話になった 13 ページ目のこの条文整理表で言えば先ほどの、
1:11:30	ちょっとコメントが重なる部分もありますけど結局その、
1:11:35	申請理由に対して申請書の記載への影響を確認すべき条文のその影響というのをどうとらえるかっていうところだと思っていて、
1:11:45	これは多分条文ごとにいろいろ性格が違うので、多分いろんなパターンがあるんだと思うんですけど解析。
1:11:53	その条件とかそういう、
1:11:56	ものかどうかとかそういう趣旨の条件の中である程度その

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:01	類型化というかパターン化できるようなものであれば度どういう観点で影響があるからここは適用条文として、公的をすると。
1:12:12	というような、今、バツのところですね 13、
1:12:17	一応徳田市で、17 条か、
1:12:22	確認不要な条文ということで徳田氏で書いてますけど、
1:12:26	これたまたま多分会合であつたらここだけ注釈してるんですけど、こういう条文だけではなくて全体を見渡してですね、
1:12:35	どういふものを、それぞれ申請内容踏まえてなんでしようけれど、これ申請理由とかですね申請内容なんですかね。も同じとらえてもいいのかもしれないけど、
1:12:47	そこの影響っていうところのお考えを、多分、今後示して、
1:12:54	いただく必要があるのかなというふうには思ってます。
1:12:59	規制庁水素その影響のところは先ほどちょっと営業だった相場いなので、
1:13:05	もう少し違う凡例で示していただいた方がいいかなっていうことで、この辺は書き直さされることになるんじゃないかなというのはちょっと認識しているところです。
1:13:16	あとはさらに言えば 13 ページではその下の申請というところで二重マル〇〇×というのがあるが結局これも二重マルバツはわかりやすいんですけどその白丸黒丸というところが、
1:13:29	結局今その申請書本文にあるなしみたいな感じでの考えだけでこう、
1:13:34	整理してるんですけど。
1:13:36	先ほどみたいに結局それは、
1:13:39	これはプラスその既許可での評価内容とかそういうものも踏まえて多分考え方がですねやはり
1:13:47	今欠けてるの少し見にくいのかなと思っていて、
1:13:54	ちょっとそういうところがですね今後整理が必要なのかというふうには思いましたが、とりあえず以上です。
1:14:04	規制庁辻さんの申請の部分は、私もまだ見切れてないし、現時点で多分、まだ、
1:14:11	話をしなかったところなので、今後の話かなっていう気もしているの で、今後、とりあえず、資料一位は現状版として、審査会合の方で積んで いただいてもその辺は、
1:14:24	今後いろいろ今言った適用条文のところから最終的に申請する情報なの かどうかって整理に繋がっていくところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:14:32	整理していくと何か何となく類型化されていくのかなっていう気もしているの、
1:14:38	最後は
1:14:41	20 までではもうわかりきったことで、
1:14:44	0 ヒロキ 0 とか黒塗り 0 とかって、どういうパターンがあって、こういう考え方で、
1:14:52	白丸にしています黒丸にしていますみたいな。
1:14:56	そういうふうに、
1:14:59	結果的に判定理由みたいなところが整理されるのかなっていうふうに思い
1:15:05	ますけど。
1:15:06	どっちをとりたまな話なんで、どっちを先にやっても別にいいと思いますけど、
1:15:12	今後そういう過程が記事の中で今後そういう過程があるとしてですね会合は会合で別にその時点ですべてをそろえるという話ではなくてですね、今の
1:15:24	検討状況の報告という形で取り組んでいることをですね、
1:15:30	ご説明いただくことでも良いのかと思っておりますのでその説明の仕方については少し考えていただければと。
1:15:40	規制庁側から他に、
1:15:42	よろしいですか。
1:15:46	まず資料 12 の話に入る前に、全体的な、今後の進め方、
1:15:52	説明のプロセスみたいなところで今、
1:15:56	話をしてきましたけれども、資料 1 の確認に入る前で、もう少し何か聞いておきたいことがあれば、
1:16:03	九州電力の方お願いします。
1:16:07	九州電力の中園でございます。今いろいろお話をさせていただいて趣旨は理解できました。
1:16:17	その中で適用条文についてどんな判定基準で、適用情報が抽出されてくるのかっていう、その判定基準の考え方なんですけど、先ほど、
1:16:28	5 種ご教示いただいたようにですね設備の仕様と、解析の方は相関相関というか関連性があるだろうという話で、
1:16:39	例えば適用条文については、その判定基準としては、例えば設備仕様に関連があるから、これは適用条文だとか、これは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:51	燃料を変えることによって、必要な解析に関係があるから、適用条文だとか、そのような整理の仕方
1:17:00	になるのかなっていうふうに先ほどのお話を聞いて思ったんですけどそのような理解でよろしいでしょうか。
1:17:06	規制庁鈴木ですそれが一つの考え方として、
1:17:11	やっていったときに、
1:17:13	整理した結果、適用条文として、
1:17:17	1 そろえになっていけば、それでいいのかなと思うので、まずは、そういう、
1:17:25	整理の仕方をしてみますっていうことでやっていただくのはいいかと思えます答えはないので、どこまで見とくべきか。
1:17:35	杉山委員が言ってた幅広って結局そういうことですよねとか。それでお互いに認識が合えば、
1:17:44	それでいいかと思えます。どういう切り口でやるかっていうところは九州電力のこれ、これまで、
1:17:52	文字にはしてないけど、考えてたところもあると思うので、まずはそこを述べていただくのがいいかなというふうに思えます。
1:18:00	九州電力中園でございます。ありがとうございます。
1:18:03	その判定基準等に関しましてはまた、当社の方で、頭の整理をしてですね、再度ご説明させていただきたいと思っております。以上です。
1:18:16	原子力規制庁スズキです。ではよろしければ、
1:18:21	一つ1通は、ちょっとやっても最後また、
1:18:27	考え方によって少し変わってくるところも出てくると思うので、
1:18:32	現時点の資料12で、気になるところだけはちょっとし、言っておきたいというふうに思えますので、
1:18:41	少し、
1:18:44	時間がかかるかもしれませんが、
1:18:46	ちょっとやっていきたいと思えます。
1:18:50	まず九州電力からは、
1:18:53	特段説明しておかなきゃいけないとか、この辺ちょっと注意してくださいみたいなのは、
1:18:59	特段なければもう、
1:19:01	一応目は通したつもりですので、
1:19:04	確認に入ってきたんですが、何かありますか。
1:19:13	九州電力のタケツグです。資料2に関しまして、ちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:21	今、
1:19:23	2、3 ポツの方でその新知見の反映とまさ、今回 5 号燃料導入することによる最初から割って反映する項目という、
1:19:32	失礼しました
1:19:34	4 ポツの方で記載の適正化により変更する項目のそうですね、こちら具体的には表の
1:19:41	3 の方で進めさせていただいてますけども、その上から二つ目の高燃焼度燃料、3 号炉記載しない貯蔵の記載。
1:19:51	3 号炉立像しない記載の地域というところを今回、こちらで整理させていただいてますけども、これ前回も後、
1:19:59	コメントはありましたのでちょっと改めてご説明させていただきたいと思ひまして、こちらの
1:20:05	審査会合の資料の資料 2-2 の、
1:20:09	添付資料 4、資料 2 の一番最後のページになりますけれども、
1:20:14	こちらご説明させていただいてよろしいでしょうか。
1:20:18	今日出していない資料になるんですけども、
1:20:31	20 規制庁スズキサノ資料番号もっかい言ってください。
1:20:34	審査会合用資料の 2-2。
1:20:38	です。
1:20:50	A 規制庁スズキ今手元にはないんですけど説明はさせていただいてます。そうしましたら口頭で説明させていただきます。
1:20:58	その資料については、34 号の SFP の共用の状況と、今回の申請書の記載内容、記載の変更内容と、
1:21:10	今回の変更、3 号記載、3 号、すいません規制庁杉です。ひょっとして、
1:21:18	九州電力発電本部側なんか、
1:21:21	画面共有とかできますかね。
1:21:27	すいません本店側、資料提示できるでしょうか。
1:21:38	少々お待ちくださいリレーカードが確認いたします。
1:21:51	通し番号で 100、1227。
1:21:58	一番最後です。
1:22:37	九州電力本店側でございます。今つないでいるパソコンだと、画面共有することができませんので、別途 WebEX の方に、
1:22:49	個人のパソコンをつながさせていただきましてそちらで画面共有することでしたら、可能ですけれどもその方向でよろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:58	原子力規制庁スズキですこちらは今パソコンの方で見れるようになりますのでちょっとお待ちください今開きますので、
1:23:07	他のパソコンつないで画面共有を改めてしなくても大丈夫です。
1:23:18	岸イズミ金天雅です。そうしまして申し訳ありません。よろしくお願いします。
1:23:28	資料 2-2 の添付資料 4 です。
1:24:04	あ、すいませんお渡して失礼しました。
1:24:08	変更理由として、この 3 号炉に貯蔵しない記載を、記載の追記というのは円氷に当たらないのかというご指摘を以前からいただいておりますのでそれに対する回答としてこの資料を準備して、
1:24:20	おりましたので改めてご説明させていただきます。
1:24:24	今回の申請書の変更の記載内容を表 2 の方に示しております、
1:24:32	3 号炉へ搬出する燃料についてはもともと 7 年以上冷却性 4 号炉の使用済み燃料について、
1:24:39	必要に応じて 3 号炉貯蔵すると記載がありましたけれども今回そこに今回の使用する燃料の燃料集合体最高燃焼度 5 万 5000 メガワットパートのものを除くという変更を加えております。
1:24:52	これについてマーク変更した理由については、
1:24:56	現在 3 号炉貯蔵可能な 4 号の燃料としては 3 号炉の
1:25:02	今使用する 4 号燃料と呼んでるものと、MOX燃料などと 4 号炉の使用済み燃料というところがありまして、
1:25:10	今回、4 号炉の
1:25:13	使用する燃料が増えます。後 5 年、高燃焼度燃料燃料が増えますので、
1:25:23	今回高燃焼燃料を使用しても 3 号炉のSFPの許可をいただいている条件を変えないようにするというので、新設の方に記載を追加したもので、
1:25:34	としておまして既許可の内容を変更するものではないということで変更理由に当たらない、変更理由ではないと考えておりますというものを説明。
1:25:46	はい、するものになります以上です。
1:25:54	原子力規制庁スズキです。3 号のSFPの、
1:26:01	共用化してるSFPの話は、
1:26:04	わかったんですけど、
1:26:11	今言っているところは、
1:26:15	本文 5 号、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:17	カタカナ 2 の、
1:26:21	両括弧 1 の、
1:26:25	使用済み燃料、
1:26:28	の、
1:26:30	ところで、
1:26:34	申請書の、で言うと 15 ページですね。
1:26:40	層厚の下から 2 行目のところが、
1:26:46	資産郷側に、
1:26:49	のSFPの状態を、条件を変えないということで理解したんですけど。
1:26:56	段落の一番最初の使用済み燃料はっていうところは、以前は括弧書きで 12 号の
1:27:03	5 万 5000 の燃料を、
1:27:05	含むみたいな形で書いてあったんですけど、
1:27:08	それは、
1:27:10	4 号で 5 万 5000 って、
1:27:13	入れて、使用済み燃料は 5 万 5000 までっていう定義に、
1:27:18	なったので、
1:27:20	括弧書きがなかったら、
1:27:23	全部 5 万 5000 までの、
1:27:25	イメージ。
1:27:26	を言われているってことですか。
1:27:29	州電力別です。そちらの記載の変更に关しまして、資料 1 の表の 3 のところ、資料 2-3000、表の 3 のところで上から 3 番目に記載しております項目になりますけれども、
1:27:42	もともとか。
1:27:47	本日のヒアリング資料、
1:27:50	はい。
1:27:54	資料 2 ですね、変更内容の資料になりまして、
1:27:58	その表 3、一番最後の、
1:28:01	表になります。
1:28:08	はい。
1:28:09	この表の上から三つ目のところで使用済み燃料ピットの遮へい評価対象燃料の補足削除と、項目としては記載させていただいてるところになりますけれども、
1:28:20	本体については 3 号のSFP

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:25	あ、失礼しました。4号のSFPが12号のSAPと共用化しているというところで、
1:28:32	こちらですね。
1:28:34	使用済み燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態であるところにもともと記載を括弧書きで記載をしてたんですけれども、この井戸としては、
1:28:44	遮へいに必要な水推進というところが、12号の5燃料も考慮して評価されてますよというところを明確にするために補足的に記載していたもので、今回4号の5燃料を入れることによってその
1:29:01	補足の4号の高燃焼燃料を考慮するというのでその不足が不要になるため、今回、記載の適正化として削除いただいた。
1:29:12	削除させていただいたもので、その変更の前後で
1:29:18	何かこれまでの御説明とかが変わるものではありません。以上です。
1:29:25	原子力規制庁数ですちょっとそこはよく読んでよくわからなくてですね。
1:29:30	衛藤。
1:29:32	この使用済み燃料は主語は、
1:29:36	最終的にどこに繋がってるんですかね。
1:29:47	今説明された遮へいに必要な推進を各保持した状態で、
1:29:53	燃料取扱設備を用いてホウ酸
1:29:56	水中で燃料取扱棟内へ、
1:30:00	移送して言ってるのはこれ4、4号のことを言ってるんですよ、読むの炉心から。
1:30:08	そのピットがある燃料取扱棟まで持ってく、その
1:30:13	過程のところを言ってるんだけど、と思ったんだけど、
1:30:17	当然ここに12号の、
1:30:20	燃料について、使用済み燃料についての説明にはならないんですよ。
1:30:28	で、だからその主語は多分、
1:30:31	その2号の主要主語じゃなくって、使用済み燃料は、
1:30:35	何とか出るって最終的にどっかに繋がっている。
1:30:41	それが一。
1:30:48	貯蔵貯蔵するっていうところに、
1:30:51	なのかな。
1:30:53	こちらの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:55	九州電力タケツグですこちらの使用済み燃料はというところの、同時に
1:31:04	については、先ほどおっしゃられた移送していうところにも、
1:31:13	も含めですねその次のホウ酸水中に貯蔵するということにもかかって
1:31:23	きていると認識しております。
1:31:25	社長スズキですもともとでも使用済み燃料はのところに括弧書きがあっ
1:31:32	て、12号の5万5000の燃料を含むみたいを書いてあって、
1:31:41	既許可ではね。
1:31:48	それについては、4号の使用済み燃料貯蔵設備、
1:31:55	括弧1分1号、2号及び4号炉共用括弧閉じのホウ酸水新貯蔵すると
1:31:58	いうところに繋がるだけで、
1:32:03	遮へい必要な水深を確保した状態で燃料取扱設備を用いてホウ酸水
1:32:06	中で、
1:32:16	燃料取扱棟内へ移送するこの移送行為っていうのはこれ4号の使用済
1:32:20	み燃料を、
1:32:28	45-6から4号の、
1:32:37	貯蔵設備側に持ってくと中のこと言ってるだけですよね。
1:32:39	112号の話がここに入って、
1:32:42	来てたわけじゃない、もともと。
1:32:44	そういうことを考えたときに、
1:32:47	結局、使用済み燃料は主語が4号の使用済み燃料調設備のホウ酸中
1:32:52	に貯蔵するっていう、
1:33:03	話の中に、もともと12号の5万5000の燃料を含んでるっていうふうに
1:33:20	言ってたんだけど、
1:33:28	それが消えちゃったんで、
1:33:36	これ見読む限り4号の、
1:33:44	使用済み燃料だけ。
1:33:52	が、4号の貯蔵設備。
1:34:00	に入ってくるように読めちゃうんですけど。
1:34:08	何か定義が変わっちゃったように思ってますね。
1:34:16	で、一方で3号の使用済み燃料調設備側の方は定義を変えないため
1:34:24	に括弧書きを入れましたってのはこれは何かちょっと理解できたんで、
1:34:32	わかりましたっていう思うんですけど。
1:34:40	九州電力タケツグです。今おっしゃられた内容は理解いたしまして、
1:34:48	ここだけ見ると、確かにその12号ね、12号の燃料が削除されたように
1:34:56	見えますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:36	ちょっと他の場所と比較しながらこの使用済み燃料の定義というのがどのように解釈できるのかなというのを改めて検討した上でちょっと記載を、
1:33:46	再検討したいと思います。
1:33:52	原子炉規制庁都築さん。1としては、
1:33:55	市、
1:33:57	34号の使用済み燃料貯蔵設備、
1:34:02	に入れるね、使用済み燃料っていうのは、
1:34:05	4号の5万5000が追加される。
1:34:09	だけで他は変わってません。許可の通りです。で、
1:34:13	3号の使用済み燃料貯蔵する。
1:34:16	設備に入れる、使用済み燃料は、既許可のから変えません。
1:34:22	という趣旨であるってことは理解したので、
1:34:25	ただ今の記載、今回の申請の記載で本当にそれが、
1:34:30	欠けているのかどうか抜け抜けたぬ形になってないかどうか。
1:34:35	という観点では改めて確認をしていただきたいと思って、
1:34:40	いましたということで、もっと先の資料に戻ると。
1:34:45	記載の適正化っていうところは、3号の使用済み燃料貯蔵設備に入れる。
1:34:54	使用済み燃料の種類は変えていない。
1:34:58	ことを表すために、括弧書きが追加になっているだけなので、ここは、
1:35:04	変更の理由には当然当たらなくて変更しないための記載適正化ですってことを言いたいっていうそういうことですね。九州電力タケツグですその通りでございます。
1:35:17	原子炉規制庁都築です。趣旨は理解したつもりなので、
1:35:21	うまいこと、
1:35:23	まずかけてるかどうかっていうのと、説明する時にもうちょっと、
1:35:29	資料2の説明が、
1:35:31	2番目はわかる。
1:35:34	た感じなんだけど、
1:35:40	3番目がちょっと違うことを言ってるようにちょっと今見えているので、
1:35:48	もう一度ちょっとそこは確認していただいた方がいいかなって気がします。
1:35:54	九州電力中園でございます。ないように、ちょっとご理解いただいております。ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:36:00	記載、資料 2 の説明についての文書につきましてはですね、誤解を招くような表現にならないように、もう少し丁寧な記載としたいと思いますまた、
1:36:11	申請書自体の記載についてもですね、改めて現状とそごがないか、表現が意味が変わるものになってないかっていう観点に関しましては、
1:36:23	再度確認させていただきたいと思います。以上でございます。
1:36:29	原子炉規制庁鈴木です。資料 2 で他にす。
1:36:33	7 日か。
1:36:35	確認に入る前に他に説明しておきたいところは、以上でよろしいですか。
1:36:40	どうぞ。九州電力の福永です。資料 2 の、
1:36:46	入ればいいんですね。以前のヒアリングで、
1:36:50	いただいた確認事項の中にあります、資料 3、
1:36:56	のですね、
1:36:58	Aポツ 1 ページ目の、
1:37:01	ポツ、
1:37:16	そうです。
1:37:25	片括弧。
1:37:28	市野。
1:37:30	はい。
1:37:47	よろしいでしょう。
1:38:47	すいません。はい続けさせていただきます。衛藤。
1:38:52	片括弧 1 のですね、中段ぐらいにあります変更理由、有効放出高さの変更、こちらについては、資料 2 の方には、
1:39:03	入れておりません。
1:39:06	その理由としてはですね、今回この資料 2 っていうのが、本文、
1:39:11	で、
1:39:13	明記しているものを抽出しているっていうことで、法律、オースティン有効法律、高さの変更については、入れてないっていう状況になっております。
1:39:25	こちらの
1:39:27	有効率高さの変更については、気象資料の更新といったような理由でして、
1:39:39	こちらも被ばく評価を見直す。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:42	設置変更許可申請であって、かつその至近の気象観測の結果から、その敷地の造成による影響も考えられるということから、
1:39:53	今回風洞実験を実施して、
1:39:55	その高さを見直しているっていうことになっております。
1:40:00	はい。
1:40:01	ちょうど以前、コメントいただいたので、そこら辺がこの資料に入ってなかった。
1:40:08	のでちょっと補足として、
1:40:10	説明させていただいております。以上です。
1:40:13	原子力規制庁スズキです。衛藤。
1:40:16	今の有効高さについては、
1:40:20	話をしようと思っていて、
1:40:23	申請書の漢数字 3 の変更の内容のところに直接かかってこないのはわかかっていて、
1:40:31	ただ、技術的な話として、そういったものが、
1:40:36	直接高燃焼燃料と関係なく、ありますというところはしっかり示していただいた上で、
1:40:44	漢数字 3 の変更の内容のところには直接来ないので、変更の理由には、
1:40:51	とか書かないんだってというような方針が示されてあった方が逆にいいかなっていうふうに
1:40:58	言って抜けてるように見えるので、
1:41:01	その辺は
1:41:02	しっかり説明をしていただいた方がいいかなっていうふうには思っているってことを、ちょうどお伝えしようと思う。
1:41:10	九州電力の福永です。示し方っていうのは、具体的には何か、
1:41:17	その説明。
1:41:19	で終わるものと考えてよろしいですか。それでは何か何か。
1:41:25	資料とか、原子力規制庁のスズキです資料 2 で、
1:41:30	瀬、整理して示していただいた、
1:41:37	変更の項目という欄ですね。
1:41:41	表の、そこで出てくる各項目ここに、
1:41:45	気象資料の更新っていうのと
1:41:47	並列で有効高さの変更みたいな。
1:41:51	話があれば、最終的に資料 1 の一番右側の欄のところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:56	例えばそれが 13 条の被ばくのところに、
1:42:01	表示されるっていうふうなるのが多分一番いいと思う。
1:42:05	ていうですね。ただ一方で、
1:42:08	確かに変更の、
1:42:09	項目ではあるんだけど、
1:42:13	本文の漢数字 34 のところには直接現れない。
1:42:18	ものですよっていう注釈視というか補足説明が、
1:42:22	あればいいのかなと。
1:42:24	思うんですけど、
1:42:26	いかがでしょう。
1:42:29	九州電力の福永です。はい。いただいたコメントの趣旨は理解いたします。
1:42:37	現状規制庁数です。他に、
1:42:40	説明しておきたいというところが、
1:42:45	よろしければ、訂正連絡タケツグです。他にはございません。
1:42:49	院長規制庁スズキでよろしければ
1:42:52	まず資料 2 の方が入口になると思うので、気になっているところだけを、
1:42:59	お伝えしていきたいと思います。
1:43:14	まずですね
1:43:16	全体的な
1:43:18	ことから言いますと、
1:43:27	資料 2 の 2 ページ。
1:43:30	高燃焼度燃料についてなんですけど、
1:43:36	本文 5 号の、
1:43:40	一つ目二つ目。
1:43:43	二つ目はいい気もするんだけど、
1:43:47	一つ目がちょっと何かこう大きくり過ぎてですね。
1:43:52	最終的に資料 1 の一番右側の欄に落ちてくるところの、
1:43:58	何か
1:43:59	関係性がぱっと見よくわかんない気が。
1:44:03	するんですね。
1:44:16	今日の資料の 4 の先ほど言った 13 ページ。
1:44:23	のあたり、
1:44:25	頭の中では多分皆さん考えていると思うんですけど、
1:44:31	こういう条文の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:33	立て付けから見ていくのがいいのか、或いは申請書の
1:44:39	記載項目を、大まかな記載項目みたいなどころで見ていくのがいいのか。
1:44:45	ちょっとその辺をもう少し、し、
1:44:50	等、
1:44:52	細かい
1:44:54	項目まで、
1:44:56	広げた方が、
1:44:57	これ、
1:44:59	実際に南條のところに関わってくるよねっていうのが、
1:45:04	文字でわかりやすいんじゃないかなっていうふうに思うんです。
1:45:08	申請書を切り口でいうと、申請書の、
1:45:19	燃料のところ例えばで言うそうですね。
1:45:24	10 ページから、本文 5 号の箱の、
1:45:32	燃料に関わる場所が出てきますけど、
1:45:37	今書いてあるのは、両括弧 1 アベ筋両括弧 1 のローマ数字両括弧 2 の、
1:45:45	最高燃焼度とか最大挿入量みたいな切り口で、今、
1:45:59	ざくっと書いてますけど、
1:46:02	もう少し、
1:46:04	ローマ数字の辺りでいうと核的制限だとか、熱的制限だとか、
1:46:12	そういう言い方をした方が、
1:46:14	関連する条文と直接的な。
1:46:19	関わりがわかるような、
1:46:21	気がするんですね。
1:46:24	確かに結構多いかもしれないですけど、ただ本文として書いてある。
1:46:30	そのぐらいの項目は、
1:46:32	そんなべらぼうに多くはないと。
1:46:34	思うので、
1:46:35	そのぐらいにちょっと細かく書いた方が、
1:46:40	わかりやすいんじゃないかな。
1:46:41	個人的には思いました。
1:46:44	全体通しては、
1:46:47	気になったのはその辺ですね。
1:46:53	特段意見を求めませんが、ちょっと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:57	んす。私が言ってるような趣旨の方がまとめやすいかなということであれば、今後考えていただければ、
1:47:05	なあというふうに思います。
1:47:07	それからですね。
1:47:20	ちょっと
1:47:23	これわあ、
1:47:26	基準の書き方の問題も、
1:47:29	あると思うんですけど。
1:47:33	脅威知能、
1:47:35	2 ページのですね。
1:47:40	おんなじ。
1:47:42	本文 5 号の四つめ。
1:47:45	燃取用水ピットほう素濃度の話なんですけど、
1:47:51	多分ここで言ってる変更の内容って、
1:47:54	高燃焼燃料の使用に伴う未臨界性確保の観点からって言っているのは、
1:48:01	おそらく施行基準規則の
1:48:08	と、
1:48:12	25 条の方の、
1:48:14	話だと思っていて、
1:48:19	まず 25 条の方の話だということによろしいですかね。
1:48:23	九州電力タケツグですはい 25 条のことでございます。
1:48:28	原子力規制庁スズキですんで、
1:48:31	確かに 15 条の、
1:48:33	条文は、
1:48:35	原子炉の中なんだけど、臨界だとか未臨界維持みたいな、
1:48:42	ちょっと何か、
1:48:43	臨界装置等に未臨界維持とか未臨界性とかって何かこう、
1:48:49	書き方が技術的にもそもそも何かちょっと、
1:48:52	認識がおかしいなっていうのは、基準がそう書いてあるからってということなんですけど、言いたいのは、
1:48:59	臨界装置である原子炉の中でも、
1:49:03	原子炉の核分裂連鎖反応を
1:49:08	止められる能力について、
1:49:12	25 条では不

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:13	サノ要求をしているものと思っていて、
1:49:17	ちょっとぱっと見ですねこの今の資料 2 の書き方からすると、未臨界性 って言われちゃうと、炉外の燃料取扱施設だとか、
1:49:28	使用済み燃料貯蔵槽だとか、
1:49:31	今回キャスクはないのかもしれないですけどキャスクだとかって思っちゃう ので、
1:49:36	ちょっと技術的に書き方としては、
1:49:39	停止能力。
1:49:42	の話だとか、
1:49:45	反応度の抑制みたいな、
1:49:48	そんな書き方のされた方が、ぱっと見はわかりやすいだろうと思うし、
1:49:54	どこどここのっていうことをちゃんと書いた方が、
1:49:58	誤解がなくていいかなっていうふうに思いました。
1:50:02	それから
1:50:04	まさにその同じところなんですけど、
1:50:07	ホウ酸濃度 2500ppmから 3100ppmっていうところは、
1:50:13	直接的に高燃焼度で 3100 になるわけじゃないって前回聞いてた。
1:50:19	これ 3 号側の方と、ホウ酸タンクを何か共用しているので、
1:50:25	3 号側のMOXの方で決まってる話で、共用してるから結果的に、
1:50:30	ちょっと他少し濃度を高くしたいから、その 3 号側に合わせた記載にな ってますっていう話だったので、
1:50:37	今書き方変えてる方がすると、高燃焼度燃料で 3100 にするみたいにな ちょっと見えちゃうので、
1:50:46	書き方少し考えていただいた方がいいかなっていうふうに思いました。
1:50:55	それからですね、
1:51:02	本文 9 号の、
1:51:05	ところなんですけど、
1:51:07	これ 20、資料 1 の方の 20、27 条の、
1:51:11	ところ。
1:51:12	2、
1:51:13	直接関わってくると思いますが、
1:51:18	27 条に関わっての内容って実は二つ話があって、
1:51:24	平常被ばくとして、必要な空気中、
1:51:29	濃度だとか、大気中の濃度っていうのが、
1:51:33	ちゃんと下げられる。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:37	ように、
1:51:38	まずこれが評価のところになってて、
1:51:41	ように、ここを、放射性廃棄物処理施設の容量を確保しなさいっていう 最後は、
1:51:49	設備の話になってるので、
1:51:52	そのところを、添付資料 1 と、資料、ごめんなさい、資料 1 と資料 4、2 の方で、
1:52:02	しっかり書き分けた上で、繋がるように書いていただいた方が、
1:52:08	いいかなっていうふうに、
1:52:10	思っています。まあ、どちらかと資料 1 の方を直した方がいいような気も するんで資料にはこれで、
1:52:17	話を通じるかもしれないんですけども、
1:52:21	最終的に年間報酬及びγ線実効エネルギーっていうのだけ、
1:52:27	資料 1 側で登場してくると。
1:52:29	あれ、放射性廃棄物処理施設の容量の話はどこ行っちゃったんだろう なっていう。
1:52:35	てしまうので、
1:52:36	そこは変えずに単純に高燃焼度燃料で、そこだけが変わる、その方須 川だけが変わるんですっていうところが、
1:52:45	わかるように、
1:52:47	なっていた方がいいかなっていうふうに思いました。
1:52:53	ちょっと確認したいところがあってですね、
1:52:58	崩壊熱のところも含めてなんですけど、
1:53:04	あと、本文 15 の原子炉運転時間のところも含めてなんですけど、
1:53:11	まず
1:53:14	FPの蓄積、
1:53:17	Eを見る上で、現状DBとして見るときでも、これ有限照射で見えて、
1:53:25	5 万 5000 に変わって、照射時間の条件が変わるっていう評価をされて いるのか。
1:53:36	それとも、いや、一部は実は無限照射になっててそこは変わらないです みたいなのところがあるのか。
1:53:42	これ実際にはどう、どうなんですかね。
1:53:46	全体的な話として、ちょっとその辺がよくわからなくてですね。
1:53:52	その辺を明確に書いておいていただいた方が、本当に、
1:53:58	高燃焼度で直接変わるところなのか、いや、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:02	もともと、
1:54:03	非常に保守的な条件になってるので、高燃焼度になっても変わらないところがあるのかちょっとその辺がちょっとわかんないんでは書き分けていただいた方が、
1:54:11	いいし、かなっていうふうに思っ。
1:54:14	います。
1:54:23	続けてやって大丈夫ですか。
1:54:25	九州電力、本店、植原と申します。
1:54:30	はい、どうぞ。
1:54:32	はい。江藤先ほどの原子炉運転時間につきましてですが、
1:54:37	有限での照射時間での、炉心内蓄積量の設定となっておりますので、
1:54:43	高燃焼燃料を入れることによって、
1:54:46	評価条件として変わるものとなっております。
1:54:51	なので、今現象の表 1-1 についてはそちらのみ記載させていただいている状況です。
1:54:57	以上です。ヒガシを規制庁スズキですそれは
1:55:02	本文 9 号でも本文 10 号でも、炉内のFPの蓄積量の評価においては、もともと、
1:55:10	4 万 8000 円に、
1:55:12	相当する運転時間だとか、照射時間だとかっていうのを決めて、
1:55:19	条件設定して今回 5 万 5000 円なのでそこが長くなって、
1:55:24	蓄積量が変わってくるって説明をされたということですね。
1:55:36	九州電力、植原でございます。
1:55:40	そうです。先ほどの私の説明につきまして本文 10 号の事故時被ばく側の、炉心内蓄積量とか、
1:55:48	セシウムの放出量に関して、
1:55:51	言わしていただきまして、本文 9 号につきましても、今こちらでは、本文がイデていなかったの、記載させていただいて、
1:55:59	記載してはいないんですけれども、
1:56:02	同じように、
1:56:04	変わるものでございますので、
1:56:08	資料の構成として、
1:56:10	はこの表 1-1。
1:56:12	そのままになると考えております。
1:56:15	原子炉規制庁鈴木です。そこに関連すると、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:56:23	崩壊熱の話が、
1:56:25	4 ページの表 2-1 の、
1:56:28	本文 10 号の二つ目の枠んところに出てきていて、
1:56:35	ここの話も、
1:56:39	書いてあるのは単純に計算方法を変えますよっていうふうに言って、
1:56:44	てるように聞こえるんですけど、実際は、
1:56:48	ショウジュし時間を有限照射条件にしている、そこもどっかかは、
1:56:54	部、
1:56:56	のであれば、
1:57:01	表 1-1 側、
1:57:04	なんで出てこないんだろうなとかって思ったんですけど。
1:57:09	そこはちょっと書き分けてないので、
1:57:14	実際に何かす。
1:57:15	実態なのか、よくわからない。
1:57:18	いうところなんですけど。
1:57:21	九州電力の織田です崩壊熱については先ほど、
1:57:24	おっしゃいました計算方法が変わっているものを 4 ページには記載しておりまして、4 万 8000 から 5 万 5000 に変わった崩壊熱を当然考慮して計算しているんですが本文の記載として、
1:57:39	変わったところが出てきませんので、この表には登場させてないという状況です。以上になります。
1:57:47	研修規制庁スズキそれは、
1:57:49	本文 10 号の評価条件としてそういったことが書いてないので、
1:57:55	ここには出てきませんってことだとすると先ほどの有効高さと同じように、やっぱりまずは書いていただいて、
1:58:04	それが、
1:58:05	本本文漢数字 3 の変更の内容、
1:58:10	に直接関わってこないんで、変更の理由にも入りませんっていうような何かこう、
1:58:16	補足をしていただいた方がわかりやすいかなって気が。
1:58:20	するんですね。
1:58:24	まず
1:58:27	実際に何を变えているのかっていうところを知るのがまず最優先で、
1:58:32	最後申請書の記載にかかるかからないっていうところを取捨選択するのは別に構わないと思っているので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:40	九州電力の織田です。はい、了解しましたえっと、ちょっとまた記載を、資料の記載、検討させていただく。
1:58:49	と思います。
1:58:51	原子炉規制庁鈴木です私が言ったような趣旨でやっての方が最終的に資料 1 に落ち込んでくるところの突き合わせがしっかりできると思うので、そういった観点で、
1:59:03	まだ書き足りてないなとかっていうところがあれば、
1:59:07	追加していただきたいなっていうふうに思います。
1:59:12	つついでに言っておきますと
1:59:15	今の崩壊熱のところは、
1:59:18	ASJの話オリゲン II の話がありますけどこれ以前、私が、
1:59:24	SJはFPで、オリゲン II はアクチニドんですよねって聞いたような気がするんですけど。
1:59:32	それは正しいですかね。
1:59:37	九州電力の小田はいその理解で、
1:59:40	大丈夫。
1:59:41	原子炉規制庁杉ですその辺もちゃんと書いといていただいた方が、
1:59:46	わかりやすいと思うので、
1:59:48	お願いします。
1:59:49	九州電力の織田です。了解しました。
1:59:55	細かく言ってくるといっぱいあるんですけど、
1:59:58	大きく気になったところは最後もう 1 点だけなんですけど、
2:00:06	3 ページ。
2:00:10	3 号側にはね 9 種てくるところの本文 15 のところで、
2:00:15	SA有効性評価のところなんですけど、
2:00:18	ここで言ってる内容がちょっとよくわかんなくてですね、何かこれだけぱっと見ると、
2:00:25	新規性能評価は 4 号も 3 号の 3 者 1MOX混在炉心の条件でやってました今回は、
2:00:34	4 号の 5 号燃料の条件の方が厳しくなるので 3 号も 5 号、
2:00:39	ウラン炉心でやりますっていうふうに、
2:00:43	書いてあるように見えるんですけど、実際はどうなんですかね。
2:00:49	九州電力の織田です。このSA有効性評価については、赤いてある通りなんですけど 345 で共通の評価としているものと違うものがございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:00	その中で、物によってはその代表で、どちらも包含できるというような評価の場合はもう完全に共通の記載としているんですが、
2:01:11	再任後、条件が違うものはそれぞれ評価条件を変えて厳しいほうの結果を記載をしております、今回、4号の高燃焼度燃料の使用によって変わる。
2:01:22	シナリオ、
2:01:24	乃音について、申請書を変更してるんですがそれについては、結果として4号炉が、
2:01:31	厳しい結果。
2:01:34	になっているという状況でございます。
2:01:37	原子力規制庁数です。その詳細にどこをどう変えてるっていう話は、
2:01:44	添10の方とか見ればわかりますかそれとも或いは補足説明か何かで今まとめていただいている感じですかね。
2:01:54	九州電力の小田清とテンジウの、今回提出させていただいた申請書の中で変更となるシナリオについては記載をしておりますので、
2:02:05	もちろん補足説明資料としても、説明を
2:02:09	して、記載をしております。
2:02:12	吉尾規制庁そして今説明していただいた、この部分は、
2:02:19	4号の変更なんだようなんだけど3号側、そのままの条件に、
2:02:26	合わせちゃいます。いや、ここは3号と4号で条件変えますっていうところは、どこで何か規則性とかんな、ないんですかね。
2:02:36	新規制のときにどういうふうにやったのかちょっと、
2:02:39	理解してないので、
2:02:43	或いはシーケンスで分けるとか、そういうことなんですかね。
2:02:48	九州電力の織田です。衛藤シナリオごとに、共通した評価ができるかどうかというのを確認をして、
2:02:56	共通的な、
2:02:58	説明ができないものについてはそれぞれで評価をしているという状況です。ちょっと例えばなんですけど、
2:03:03	今回使用済み燃料ピットの想定事故一、二の評価を変えておまして、
2:03:08	これ水の量と、ピットに貯蔵される方、燃料の崩壊熱、これによって決まるんですが、水の量が貯蔵容量が多いと、崩壊熱も高くなりますし、
2:03:21	水の量、SFPの水の量も変わってきますので、多くなりますので、
2:03:26	一概にどちらが条件として厳しいかということが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:31	評価をしてみないとわからないところもありますのでそういうところは、個別の3号炉4号炉それぞれ条件を記載しているというものになる。
2:03:40	原子炉規制庁それでそうすると、現象側はどっちかに共通にしちゃって、
2:03:46	いるんですか。
2:03:49	まさに原子炉、
2:03:52	は、先ほど言ったように、
2:03:55	現状の新規制の4号は3号の3分の1MOX炉心の方が、
2:04:01	例えば崩壊熱厳しいんで、
2:04:04	4号も同じ崩壊熱条件でやってますとかってなると、炉はどっちか厳しい方に寄せて、
2:04:12	やってますみたいな話なのかなともうちょっと今推測できちゃったんですけど。
2:04:18	九州電力の尾田です。それも事象によって、こちらの崩壊熱を使った方が厳しいというところを、申請書とか補足説明資料で説明をしている。再稼働時の資料として説明してるものがありまして、
2:04:33	なので事象によってどちらの炉の方が厳しいか、
2:04:37	いうところは違う。
2:04:39	いうようになります。
2:04:40	減少規制庁するそれ新規制のときの、まとめ資料か何かで、許可のまとめ資料か何かで、
2:04:48	整理して、こういうふうになりますっていうのがあるんですね、ちょっとその資料番号を後程、
2:04:55	東京支社としてお知らせしていただいて、
2:04:57	我々も確認したいと思うので、お願いします。
2:05:02	九州電力の織田です了解しました。
2:05:07	資料2として、
2:05:11	大まかに言っておきたいところはそんな感じです。細かいことは結構時いっぱいあるんですけど、
2:05:18	やってると、それだけで何時間もかかってしまうので、
2:05:23	この辺で、
2:05:27	資料には終わらせてそうですね
2:05:30	もう1点だけちょっと言っておきますと、
2:05:33	資料2の、
2:05:38	4ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:41	ごめんなさい。5、4 ページの下側から 5 ページにかけて、
2:05:45	国内プラントにおいても採用済みっていう太字の、
2:05:49	説明が並んでいるんですけど、
2:05:52	小高が
2:05:55	ちょっと
2:05:56	何のことを指してるのか分かんなくて、例えば、
2:06:00	九州電力っていうと、
2:06:03	仙台市新野、
2:06:05	高燃焼度燃料の、
2:06:07	導入時期、
2:06:09	には、実はこれは入れてなくて、今回の玄海 4 号では、
2:06:16	こういったものを何かこう入れますよっていうそういう違いがあるものとして、書き分けられてるっていうことでよろしいですか。
2:06:26	九州電力タケツグです。今のご質問は高燃焼度燃料と書いてあるものと書いてないものの差ということでしょうか。原子炉規制庁鈴木ですそうです 4 ページでいうと、
2:06:38	下から二つ目の崩壊熱のところでは、高燃焼度燃料の話とは切り離して何か書いてあるように、
2:06:47	見えるので、例えば、
2:06:50	仙台市新野高燃焼度燃料では実はこれやってなくて今回玄海でこれをやっています。実は何かしらどっかでタイミングがあって、変わりましたみたいな。
2:07:01	ものなのかなっていうふうには推測はできるんですけど、
2:07:05	武石電力タケツグです。
2:07:11	高齢者の燃料と書いてあるものについては過去の全台が同社川内H5の時には採用したものを、高燃焼度燃料を入れるもタイミングで対応したのになりました、それ以外の高燃焼度燃料と書いてないものは、
2:07:24	高燃焼度燃料も含めてなんですけど何か燃料に関する申請をする時に合わせて採用しているというものになります。以上です。
2:07:36	ヒガシを規制庁するでそうすると仙台市には、
2:07:40	これはすべて採用済みなんですか。
2:07:46	九州電力の織田です。4 ページから 5 ページにかけて、本部重要 15 関係です。については川内はすべて反映済みになっております。
2:07:56	原子炉規制庁杉です。理解しましたので、
2:08:03	ちょっと素行のですね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:06	何のタイミングで、多分すか、それぞれの項目で何のタイミングが違うかと思うんですけど、
2:08:13	何、どんな話があって何のタイミングで、
2:08:16	こういうのを実際に、
2:08:18	仙台市ではもう入れてますみたいな、そういう何か補足説明みたいなやつを、
2:08:26	していただけ作っていただいてもいいですかね。
2:08:42	伴九州電力タケツグですけど確認になりますが、どんなタイミングでというのは
2:08:49	当社の過去のプラント仙台もしくは玄海3号機でどのタイミングで、どういう理由で反映したかというのを、
2:08:58	整理すると、真木仙台の方ではすべて反映してるので仙台が、
2:09:05	なる可能性もありますけどそういうそういう
2:09:09	趣旨でしょうか。
2:09:11	規制庁スズキです
2:09:13	実績は仙台市にでいいと思うんですけど、
2:09:16	なぜこういう話に、
2:09:19	いつの時点でなったのか。
2:09:22	ていう、何かそのきっかけの部分。
2:09:26	ていうのも何かこう、
2:09:28	多分それがそれぞれ違うんだと思うんですけど。
2:09:31	項目ごとによって、
2:09:36	何かしらのキツコの内容はこのきっかけで、
2:09:41	採用することになってタイミング的には仙台市の高燃焼度のときに初めて入れましたみたいな。
2:09:49	ことなのかなって今ちょっと御聞いてて思う。
2:09:53	ですけど、
2:10:01	九州電力中園でございます。
2:10:04	当社としては仙台とかになると思うんですけど、例えば5万年5000燃料とかですね、高齢者の燃料につきましては、
2:10:14	他社のプラントでも当然導入をしております、他社のプラントでも採用されてる所とかもあるんですけど、
2:10:25	趣旨といたしましては、
2:10:28	高燃焼度燃料採用、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:31	導入時に採用した最新知見という記載で今書かせていただいているんですけど。
2:10:38	具体的なプランと、
2:10:41	名というか当社のプラント名を書くっていう理解でよろしいでしょうか。規制庁スズキサノ。
2:10:48	採用実績は、仙台 12 が、
2:10:52	先で、もうすでに採用それ実績ありますっていうんだったらそれはいいんですけど、
2:10:57	まさに先ほど言った崩壊熱なんかが、
2:11:01	なぜ、
2:11:02	高燃焼度とは関係ないタイミングで、何かしらの話を受けて、
2:11:09	じゃあ、多分もともと安心あんすの。
2:11:12	5.1 の、
2:11:14	何か金 1979 とかね。
2:11:17	FBですよ、F41979 で、アクチノなんかは、
2:11:22	ウエスティングハウス数の
2:11:26	誰さんがやったかちょっと、
2:11:27	記憶忘れちゃったけど、
2:11:31	その人たちが昔々
2:11:34	50 年代ぐらいに、
2:11:36	まとめたレポートをずっとなんか 4 核種のうち 2 核種だけ考慮しますそれの、
2:11:42	プラス 20%かなんか使いますみたいな話を、
2:11:45	ずっと多分使ってたんですよ。
2:11:47	それをどっかのタイミングでこういうやりふうに、下ましようみたいな話になったのかなって思うし、
2:11:54	サトウ水槽のG値ですね、なんかは、
2:12:00	なんで、
2:12:02	これを、
2:12:03	使うようになったのか。
2:12:07	正直言うと、ちょっとBWRと少し数字違うんですけど、特に、
2:12:13	液相がですね、ただ、
2:12:17	実はBWRって、
2:12:19	入れたタイミングって、KK67 から、
2:12:24	入れてるんですけど、KK67 以外は反映してないんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:30	昔のままの 00.5 のままでやってて、だとか、
2:12:34	そういうのがあったりするんで、
2:12:36	何、何かこう入れなきゃいけない。
2:12:39	理由があったとか或いは一斉に入れちゃおうぜみたいな話になったのか、ちょっとその辺がちょっと動かなくて、
2:12:47	何でこんなことやってるんだっけっていう話のところ、説明があるとわかりやすいなと思ったんですけど。
2:12:56	点の方から、はい、どうぞ。
2:13:01	九州電力の酒井と申します。
2:13:04	今ちょっとご指摘いただいた崩壊熱のところとかはですね、結局これちょっとなぜここを書き分けたかという、
2:13:12	玄海 3 号のヨンパチMOXのときに、
2:13:16	採用しているという実績がありまして、
2:13:19	郷合田から採用したものと午後じゃなくても採用できるものということで、
2:13:25	記載を書き分けてます。だから燃料関係の申請があった際に、
2:13:31	順次取り入れていると思います。
2:13:34	採用していったらというもの。
2:13:36	すべてそういうものでしてただ、
2:13:38	応募下、
2:13:40	GSTeamとか取り入れてると。
2:13:43	崩壊熱は 5 号であっても、MOXであっても、
2:13:47	採用できるものなので、燃料の申請のタイミングで採用していると。
2:13:52	ということでちょっとここ、
2:13:55	記載が分かれてるというものです。
2:13:58	現職成長する。そうすると、高燃焼度って書いてない。
2:14:02	4 ページの、
2:14:04	崩壊熱から次のページのG値のところまでっていうのは、これは、
2:14:09	原価 3 号の 3 分の 1MOX混在炉心のときに入れ採用したやつを、
2:14:17	仙台市では高燃焼度の時に展開しましたんで原価 4 号は今回展開しますってそういう 1 括りで説明できるものですか。
2:14:28	はいその通りです。
2:14:29	原子炉規制主席さんとてもわかりやすかったんで、ちょっとそうそういう形、経緯をちょっと補足 2 まとめといていただけるとありがたいんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:14:41	承知しました。補足というのは、市、この資料、今ご説明してる資料、何だ、資料 2 ではなくて別途審査の中でご説明する資料として用意しとけばいいということでしょうか。
2:14:54	最終的にこの資料にも併せて、
2:14:58	補足のとかに入れてもらいたいいので、そのときで結構なんですけど、どの構成で入れるかはその時にちょっと、
2:15:07	考えたいと思いますけれども、
2:15:11	はい、承知しました。
2:15:13	演習規制庁スズキですじゃよろしく申し上げます。資料 2 について私からは以上です。何か規制庁側から他に。
2:15:23	よろしいですか。
2:15:27	じゃあよろしければ、大分もう時間過ぎちゃったんで。
2:15:30	ちょっと紙資料 1 もですね
2:15:35	とりあえず、ゆ
2:15:37	話聞いといた方がいいかなっていう。
2:15:40	ところだけに限って、
2:15:44	ちょっとお待ちください。九州電力の織田です。よろしいですか。規制庁杉です。どうぞ。すいませんちょっと最後の資料 2 の件は、玄海 3 号で反映してないものもちょっとある可能性があるんで、また再整理して、
2:15:56	記載検討させていただければと思います。
2:15:59	原子炉規制庁都築です。はい。さっき言った、何が契機になって、
2:16:07	こういうタイムでこういうふうにやってきました的な話までこの資料 2 の中に書くと結構ボリュームが出ちゃうので、そこまではなく、この資料に自体はそこそこまでなくていいと思ってる、ちょっとそれを、
2:16:20	補足するようなものを別途入れるときにその辺を書き分けていただければありがたいなと思いますけど。
2:16:28	九州電力の小田です。了解しました。ありがとうございます。
2:16:32	長規制庁都築です。では続いて資料 1 側に行きたいと思います。
2:16:38	ちょっとお待ちください。
2:17:01	原子炉規制庁鈴木です。
2:17:05	資料 1 の、
2:17:07	まず 2 ページ目の、
2:17:11	四条の
2:17:14	話で、前回もちょっと触れたと思うんですけど、
2:17:21	4 条 1 項、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:23	で、
2:17:24	相変わらず被覆管閉じ込めの話が、
2:17:29	書き続けられているのかなっていうふうに思っていてここは私は炉心形状の維持の話だと思っていて、PSIはんですね、安全機能の重要度分類の。
2:17:40	の話だと思っているので、被覆管閉じ込め、
2:17:45	その後、
2:17:46	ゴコウの話とかぎわけ。
2:17:49	るものじゃないかなと。
2:17:52	理解してるんですけども。
2:17:56	ここうは、九州電力としてどう思って、
2:18:00	不安閉じ込めで書いてるんでしょう。
2:18:10	九州電力のタケツグでございます。この記載についてはちょっと現在確認中ですのでちょっと当社の考え方を改めて何か指名、
2:18:20	させていただければと考えておましてちょっと今後のヒアリングの中でご説明させていただけたらと思っております。
2:18:27	原子炉規制庁鈴木ですここの部分は被覆管閉じ込めの改正が、
2:18:33	される前から入ってると思っているので、ここ被覆管閉じ込めスルートもともと、
2:18:39	燃料体自身に耐震の話がなくなっちゃうので、
2:18:43	そこんところはちょっと、
2:18:45	よく確認をしていただいた方がいいかなというふうに思います。
2:18:49	それからですね、
2:19:06	10、
2:19:09	12条ですね、6、
2:19:11	ページ。
2:19:21	の、2コウノ、
2:19:25	適用×になって、
2:19:26	いて、
2:19:32	安全機能の重要度が特に高い、
2:19:38	ものの系統に対する要求でありってところで先ほどの四条1項の話が、
2:19:46	登場してくるんだと私は思っていて、
2:19:51	ちょっとそこもあわせて見ていただきたいのと、
2:19:59	12条5項の話の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:05	加害者にならないところと、
2:20:08	被害者としての書き分けがないので、そういったところはしっかり、
2:20:14	書いていただきたい。
2:20:16	表。
2:20:25	続けてよろしいですかね。どうぞ。
2:20:28	15条なんですけど。
2:20:31	9ページ。
2:20:36	の、
2:20:38	1項のところ、
2:20:41	道場右側に生業設備の反応度制御能力、要するにこれ、
2:20:49	炉停止機能の話先ほどの資料2側でね、話をしたと思うんですけど、
2:20:55	ここってそれぞれじゃなくて反応度フィードバック。
2:20:59	の話ですよ。
2:21:04	15条1項、
2:21:06	炉心の、
2:21:08	原子炉行為の出力抑制特性の話。
2:21:11	核的安定性の水平方向も、それによるんだと思うんですけど、
2:21:18	事故方向の核的安定性の話アキシャルオフセットの話で何か
2:21:24	制御を使うんですホウ酸濃度調節するんですみたいな、何か、
2:21:29	あるから少し変えてるんだったらまあ少しわかるんですけど、
2:21:33	正直言ってアキシャルオフセットって本も書いてなくてですね。
2:21:37	その辺も含めてちゃんと整理を今後していかないとこの部分は、
2:21:43	少し今後、
2:21:46	議論になるかなっていうふうに思ってます。
2:21:50	反応度フィードバックの話を審査会合の場で、どの係数の話を見ますかって二つ見ればいいんですみたいな話はしたとあっていて、
2:21:59	そこはしっかり本部書いてある
2:22:07	そういった意味で先ほどの、
2:22:09	各核的的特性みたいなやつが出てこない。
2:22:13	この15条1項のところは、一番左側が、
2:22:17	を書けないかなみたいな。
2:22:20	該当するものが出てこないかなと今のざっくりした。
2:22:25	変更の項目だと出てこなくなっちゃいますよね多分ね。
2:22:29	そそういうことを気にしてる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:34	続けてですね。
2:22:37	藤。
2:22:52	16 条、
2:23:00	16 条の、
2:23:03	1 項 1 号の燃料体を取り扱う能力を有する。
2:23:10	ここんどこですね取り扱いに係る設計変更のこれ
2:23:15	審査会合のときに、確か聞いたと思ってて、取扱装置と燃料体のインターフェース部分の、
2:23:24	構造寸法、
2:23:27	形状と何も変更がないので、
2:23:31	わかりませんみたいな話だと。
2:23:33	だと思うので、燃料体にも取扱設備側にも、
2:23:39	言及しないと。
2:23:41	何かこの説明が、申請×の理由が、
2:23:45	よくわかんないんじゃないかなっていうところですね、
2:23:51	正直言って、
2:23:53	本文読んでると。
2:23:56	書き足りてないんじゃないかなと思っていて、
2:23:59	ここって新燃料の搬入から、
2:24:03	使用済み燃料を搬出するまで要するにプラントの中に入ってくる等からプラントから出すところまで取扱施設の
2:24:11	能力を言わないといけないんですけど、多分全部書いてないっすよね。
2:24:17	チャンネルの部分とか、
2:24:19	ピット上のクレーンの話とかは書いてあるんですけど、
2:24:24	本当にそれだけで足りてるのかなっていう。
2:24:27	気もするので、ちょっとその、
2:24:30	本当にあの解釈で要求してるみたいに、
2:24:34	新燃料をまずプラントに搬入するところから、
2:24:38	取り出す。
2:24:39	プラントから取り出すところまで、
2:24:43	ていう観点で本当にここ、
2:24:46	大丈夫ですよっていう説明にしてもらいたい。
2:24:53	九州電力タケツグです。の確認になりますが、今のコメントはこの条文整理表の 16 条の 1 項のところの申請額の理由が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:02	書きたいなって搬入から搬出までの燃料を取り扱う能力を有するものとするの適合。
2:25:10	搬入から搬出までの説明を、
2:25:13	書くべきなんではないかというコメントということでもよろしかったでしょうか。
2:25:17	はい。原子炉規制庁宗です。範囲もちゃんと書いてかつ、
2:25:21	その時それそのその時々で使う。
2:25:25	取扱設備、
2:25:28	と燃料とのインターフェース或いは実は燃料のインターフェース一切関係なく取り扱うんですみたいなのところがあるんだったらそこはまずそもそも関係ないですね。
2:25:38	実というようなところがわかるように、
2:25:41	書かないと。
2:25:46	一方で、今後の話になりますけど、本文の記載が本当にそこまで書いてあるのかっていうと、
2:25:53	多分全部書きかけてないんじゃないかなっていう気が。
2:25:57	ちょっとしているので、
2:25:59	ちょっとその辺も含めて今後検討していただきたいなっていうふうに思っているところです。
2:26:23	それからですね
2:26:27	16 条の、
2:26:29	4 項の、
2:26:32	キャスクとこなんですけど、ちょっとあのか、
2:26:36	確認なんですけど、
2:26:40	使用済み燃料貯蔵設備を共用している。
2:26:45	わけなんですけど、
2:26:47	号炉間の輸送で、
2:26:50	これ輸送キャスク使うんですかね。
2:26:55	多分使うんじゃないかなと思うんですけど。
2:26:59	その時にそれって、
2:27:02	兼用キャスク。
2:27:05	乾式貯蔵設備側との、
2:27:09	そそうじゃない。
2:27:15	それは輸送用のキャスクでそれは取り取り扱い施設なんですか。
2:27:26	そこに劣ってから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:27	許可の中で、
2:27:31	本部の中で取り扱い施設として、
2:27:35	輸送キャスク。
2:27:38	なんか登場してこない。
2:27:40	登場してくるんですか。
2:27:50	結局この 16 条 4 項のところって、現状どうなってんのかな。
2:27:57	ていうのがちょっとわからなくてですね。
2:27:59	本当に、キャスクにかかるからもう関係ありませんって、
2:28:04	切れるもんなんですかっていう。
2:28:08	結局さっき言った 1 号から、
2:28:11	4 号に持っていくとき 5 号、
2:28:15	ですね。
2:28:17	今回は 4 号だから、
2:28:20	4 号のやつはどこにも持ってきません。
2:28:22	から、キャスク関係ありませんみたいな話だったらわかるけど、
2:28:27	して、
2:28:28	いやでも、単純にキャスクは関係ないですみたいなこと。
2:28:33	言い切れるものなんですかねっていうのがちょっとよくわかってない。
2:28:43	九州電力のタケツグです。おっしゃる通り 4 号については、共用化する 3 号には搬出しないものなので、
2:28:52	ちょっとキャスクについてはそういった意味では関係ないといえるのかなと思うのですがその辺はちょっと
2:28:58	事実関係を含めてちょっと記載の方、考えたいと思います。以上です。原子力規制庁鈴木です。はい。ありがとうございますまず、まず、この表、資料 1 は 452 か。
2:29:09	の、
2:29:11	高燃焼度の話。
2:29:13	に限って言えば、土佐、3 号も含めて言っても、
2:29:18	その申請においては、
2:29:21	キャスクは関係ありませんって、明記できると思うので、そこはしていただいた上でちょっと事実関係として、
2:29:28	今、
2:29:29	実際どう。
2:29:30	扱われてるのか、輸送キャスクっていうのが、ちょっとそこだけ別途教えていただければ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:37	お願いしたいと思っておりますので後で資料化してくださいと言わないので、とりあえずどういう状況になってるかっていうのだけちょっと、今後、何かのタイミングで教えてください。
2:29:46	社長、九州電力タケツグで承知しました。
2:29:52	原子力規制庁スズキです。
2:29:57	あとですね、
2:30:01	26 条、ノー。
2:30:11	ちょっと待ってくださいね。
2:30:22	原子力規制庁数です。26 条の、
2:30:27	3 項 2 号の、
2:30:30	居住性の被ばく評価。
2:30:34	のところなんですけど、
2:30:40	正直ここ、
2:30:42	DBAとして、
2:30:45	もともと何やってるのかちょっとよくわかってなくてですね。
2:30:51	新規性前は確かに、
2:30:54	DBAというのかよくわかんないですけど、
2:30:58	よかったと思うんですけど。
2:31:00	現状ここ、
2:31:05	新規制基準適合性の時に、
2:31:10	何かこれ、評価したりしてったんですかね。
2:31:15	で、今回高燃焼度になってそこは変わるのかは例のかみたいな。
2:31:21	話になるのかこの適応の丸の理由んところが、
2:31:26	現状の状況がちょっと私理解できてないので、この丸の理由んところが、よく理解できないんですけど、
2:31:36	何か今わかるのであればちょっと説明お願いしたいんですけど。
2:31:45	原子力発電本部の九州電力九州電力江原でございます。
2:31:51	第 26 条の教授、3 項 2 号、
2:31:55	こちらの居住性評価ですけれども、
2:32:00	新規制基準の時には、DBAでやっているのか、ちょっと条件が異なるんですけど、
2:32:07	LOCAとSGTRについて、
2:32:10	居住性を満足するかどうか、居住性に係る被ばく評価の条件、被ばく評価の判断基準の 100mSv。
2:32:18	こちらを下回るかどうかという観点で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:21	実際に評価しております。補足説明資料の方で、
2:32:26	その結果をお示しさせていただいています。申請書には出てこない状況になってます。
2:32:33	以上です。原子力規制庁数でした。ありがとうございますちょっと補足説明資料は、後程見ておきたいと思います。ということは、
2:32:41	先ほど言った炉心のFPの蓄積等の評価のところではこれが変わってくる。
2:32:50	はずなので適用対象ですよってということで丸をつけていただいて、
2:32:55	あと、申請のところは、どういうふうにまとめるかっていうところまた今後の話なので、ちょっと置いとくとして、まるでとして、直接的に適用だっというところは理解できました。
2:33:10	それからですね、
2:33:14	31 条の、
2:33:17	モニタリングの話ですけど、
2:33:27	通常運転シンノ。
2:33:29	コース放射性物質の測定指針っていうところこれは検出限界のところから測ってます。どんな項目を測るかってもう決めちゃってるので、
2:33:44	訪問 9 号の年間の放出量とかそういったところと関係なく、
2:33:49	決まってるから、関係ないですっていうところは、理解できて、
2:33:56	一方で、事故時のモニタリング。
2:33:59	の指針の方も旧安全監視員の方もこれもここ関係してると思っていて、
2:34:12	今言ってるのは 31 条、そうですね 31 条ですね
2:34:16	とされていてとそそこの中で例えば通常運転時の放出放射性物質測定指針で、
2:34:24	備えた設備を共用してたりするんであればそうなのかもしれないんですけど、ちょっとその辺がよくわからなくてですね。
2:34:34	事故時モニタリング指針の方の話がここで出てこないのは何なんでしたっけっていう、今、説明できるんであり、ありましたらゆちょっと説明お願いしたいんですけど。
2:34:51	九州電力のタケツグですその 34 条失礼しました。31 条の解釈作業の元になるかと思いますがこちらについては、測定方法等、わからないので、
2:35:04	適用対象外としているんですけど岩田の事故シンノモニタリング指針ちょっとどう変わってくるかとか、そういった話はちょっと、
2:35:11	改めてご説明させていただけたらと思います。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:35:17	はい、原子力規制庁スズキです。理解。了解しましたお願いします。
2:35:22	ちょっと次。
2:35:24	時間の関係もあって、SAの条文は今見きれてない状態なので、何か今の時点で気になるところみたいなのところをちょっと言えなくてですね。
2:35:35	私はちょっとここまでなんですけど、
2:35:37	規制庁側でほかに何かこう、
2:35:40	言っといた方がいいところみたいなのところは大丈夫ですか。
2:35:45	細かいこと言えば、いっぱいある。
2:35:48	あるんですけど、ちょっとやってるといつもやってても終わらないので、大まかに
2:35:54	当日突っ込まれたりすると、審査会合の統一突っ込まれたりするとあれかなって思うようなところだけ大まかにちょっとゆ
2:36:02	たつもりですので、この辺のところもちょっと、
2:36:06	踏まえて、今後の、
2:36:08	資料作りの方に、間考慮していただければなっていうふうに思いますけれども、
2:36:16	規制庁側から、
2:36:18	今日の資料の内容の確認としては以上になりますけど、九州電力の方から、ちょっと資料4をちょっと置いといてですね。
2:36:28	内容確認のところでは何か確認しておきたいところとか言っておきたいところで他に何かあればお願いしたいと。
2:36:42	すいません九州電力泉です。今の時点ではですね特にありませんで、審査会合に向けてですね、今日ご指摘いただいた内容を踏まえてですね、
2:36:53	資料の方も必要に応じて、ずっと見直してですね、ちょっと場合によっては、
2:36:59	ちょっとご確認とかご相談とか、ちょっとそういうのも必要に応じてちょっとさせていただくかもしれませんのでよろしくお願いしたいと思います。
2:37:08	吉尾規制庁スズキです。はい。ありがとうございますまさに審査会合に向けても、18日の
2:37:16	予定ですので、これから資料直したものが、
2:37:25	出てきてから、
2:37:27	アクションを起こす時間もないので、
2:37:30	猛威いただくだけになりますと思いますけれども、
2:37:34	今日言ったような趣旨のものが出てくれば見た目は所見ですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:43	ところが米はできているというふうに思っていますので、その辺のところ でなるべく早めに出していただければありがたいなというふうに思いま す。
2:37:53	それで
2:37:56	実際の審査会合資料等々のですね或いはその辺の話は、ロジ担当の 方から、
2:38:04	東京支社としてお願いすることになりますので、また別途言いたいと思 いますけれども、
2:38:11	今日の資料4の、
2:38:15	14ページ以降、
2:38:16	参考のところ、
2:38:20	は、
2:38:22	ちょっと前回の審査会合の資料、
2:38:26	から何か変わってるかどうかを見てないんですけど、
2:38:29	先ほどの資料12が、
2:38:33	確定しないとこのな説明内容に入っていけないかなあというふうに思っ てますので、
2:38:40	ここまで積む必要は今ないかなっていうふうにはちょっと。
2:38:43	思ってますまずは条文整理ってところが次の、
2:38:47	審査会合のターゲットだと思ってますので、
2:38:53	作っていただいとは言いますけど、余計なものを積むとまた何か、
2:39:00	話が違うところに行っちゃう可能性もあるので、
2:39:04	資料を提出されるまでにちょっとお考え。
2:39:07	考えていただければ、再考していただければなというふうに思ってい ます。
2:39:13	で、
2:39:14	資料1、2の内容、
2:39:18	このパワポの中に、
2:39:21	資料特に資料2の内容がパワポの中に
2:39:24	書いてあると思いますけど、
2:39:28	別に資料作らなくても資料2で、
2:39:31	別に説明されて全然構いませんし、体裁的にこういうポンプの方が、
2:39:36	見やすくて綺麗で何か資料作ってる感があって、
2:39:41	いいのかもしれませんが、体裁にはこだわりませんので、しっかり確 認がとれた内容。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:48	の資料をもって説明。
2:39:51	に臨んでいただいた方が、
2:39:54	いいかなっていうふうに私は思っていますのでその辺のところ資料最終的に、
2:39:59	どう生徒されるかっていうところは、ご検討いただきたいと思います。
2:40:04	それから、今日保安規定側の方を最初少しやりましたけど、
2:40:10	保安規定の方は前回のヒアリングの場で審査会合用資料は、設置変更許可と別に、
2:40:19	作りたいというふうに言われていたんでそれはいつごろ出てくるかっていうところが、今日の時点で何かわかるのであれば、ちょっと教えていただければありがたいんですけど。
2:40:29	九州電力の本店側、今のご質問に答えられるでしょうか。
2:40:39	九州電力の植原でございます。現在そちらを担当している者が不在ですので、再度確認させていただきまして、
2:40:47	東京支社を通じて回答させていただきたいと思います。
2:40:50	原子力規制庁スズキですわかりました。
2:40:54	月曜日の時点で手元に
2:40:57	あれば、
2:40:59	それを使って我々庁内の説明だとかもありますけどなくても申請書でベースで、
2:41:06	やってこうと思ってますので、
2:41:10	その辺ところは、
2:41:12	正式定数までに、
2:41:15	間に合うような形は必ずやっていただければ、それが最低ラインだと思う。
2:41:20	のでよろしく申し上げます。
2:41:25	来週の審査会合までの予定のところは以上ですけれども、
2:41:31	規制庁側から何かほかに。
2:41:33	まずショートの予定として、何かあります。
2:41:37	大丈夫ですか。
2:41:40	それですね
2:41:45	今後、
2:41:46	どういうふうに進めていくかってところなんですけど、
2:41:50	さっきの資料4の参考になってる、適合性。
2:41:58	の説明。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:00	まずここまでしっかり、要するに本文の記載合わせてですね。
2:42:06	確認が取れないと、技術的な内容の審査に入っても後戻りが出たりだとか、明後日の方向にいつちゃったりする可能性があるんで、
2:42:16	ちょっとそこまでしっかり審査会合の場で、
2:42:19	確認したいと思いますので、
2:42:22	実際の審査に入る前にまだ最低でももう1回、
2:42:27	18日の後、
2:42:29	にもう1回、
2:42:31	は、こういった審査会合が続くものと思っていただいた方がいいと思います。
2:42:39	そうすると、ちょっと今、九州電力の審査スケジュール的な、
2:42:45	予定みたいなどころには、なかなかのってこなくて、
2:42:49	どうなのかなってところがあるので
2:42:53	そのスケジュール感みたいなどころで、今何かこう、
2:42:57	九州電力として律速になっちゃうんですみたいなどころが、
2:43:01	あるんであればそのスケジュールの話もある程度説明していただいて、審査会合の場でもいいので、言っていた方がいいかなと思ってますので、
2:43:10	ちょっとその辺、スケジュール感は少し、
2:43:14	九州電力の中での、
2:43:17	線引き少し考え直していただけないかなというふうに思って、
2:43:21	いるところですよ。
2:43:24	うちからは大体以上ですけども、今までのところよろしいですかね。
2:43:35	スケジュール感的な話を、会合でもって、
2:43:40	今おっしゃられたんすけど、
2:43:42	それは何ですか。
2:43:44	結局今後の工程っていうか、
2:43:48	導入工程ですねですね、あの辺の話を、こちらからしても、そういう、
2:43:54	原子炉規制庁都築です実際に、いつまでにこれをやる方が、
2:44:03	やる方がってやらなきゃならない。
2:44:06	理由とか、
2:44:08	そういうのがあるんであれば、何かMACCSための、
2:44:13	対応をね、
2:44:14	スケジュール撒くための対応を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:17	考えなきゃいけないって話になっていやこれは多摩今、九州電力が示している。
2:44:24	協会ん予定のスケジュールっていうのは、いやとりあえず引いて見ただけですと。
2:44:30	許可が出たら許可が出たなりのスケジュールでやっていきますってことであれば特段何も言っていたかなくても我々、
2:44:36	淡々と、無駄なく審査できるように、以降、審査計画を立ててやってきた。
2:44:44	行こうかなと思ってるので、
2:44:47	言いたいことはしっかり言っていたかのは別に、
2:44:50	言っていた方がいい。
2:44:52	ということだけです。わかりました。
2:44:57	はい、じゃあよろしければ、長くなりましたけど、
2:45:00	今日のヒアリング以上で終わりにしたいと思いますけど、
2:45:05	九州電力の原子力発電本部側の方はよろしいでしょうか。
2:45:18	九州電力原子力発電毛利です。こちらから追加ありません。ありがとうございました。
2:45:23	原子力規制庁杉です。了解しました。では本日のヒアリングこれで終了します。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。